

令和2年第5回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和2年9月14日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	9月14日午前9時0分宣告（第2日）																																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																																														
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																																														
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>福 井 伸 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>寺 口 浩 代</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 主 幹</td> <td>藤 本 佳 利</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>南 佳 子</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 主 幹</td> <td>川 端 康 嗣</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 主 幹</td> <td>井 上 嘉 久</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	大 辻 孝 司	政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	橋 本 雅 至	住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦	政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志	政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸	総 務 防 災 課 主 幹	寺 口 浩 代	総 務 防 災 課 主 幹	松 本 光 弘	税 務 課 主 幹	藤 本 佳 利	住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 主 幹	南 佳 子	観 光 産 業 課 主 幹	川 端 康 嗣	観 光 産 業 課 主 幹	井 上 嘉 久
町 長	西 脇 洋 貴																																														
副 町 長	植 田 充 彦																																														
教 育 長	岡 弘 明																																														
会 計 管 理 者	大 辻 孝 司																																														
政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀																																														
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																																														
税 務 課 長	橋 本 雅 至																																														
住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫																																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																														
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																																														
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																																														
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																														
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志																																														
政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸																																														
総 務 防 災 課 主 幹	寺 口 浩 代																																														
総 務 防 災 課 主 幹	松 本 光 弘																																														
税 務 課 主 幹	藤 本 佳 利																																														
住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育																																														
健 康 保 険 課 主 幹	南 佳 子																																														
観 光 産 業 課 主 幹	川 端 康 嗣																																														
観 光 産 業 課 主 幹	井 上 嘉 久																																														

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹 総合文化センター所長</p>	<p>竹 吉 一 人 西 岡 亨 北 川 貴 史 浦 井 久 嘉 末 永 潤 子</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査</p>	<p>西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 大 文 字 睦 美</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	12番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 矢田山に（仮称）東西線の道路建設を 2 人権交流センター移転に伴う覚書について 3 総合スポーツセンターグラウンドを人工芝化に 4 保留地処分に伴う損失補償等について 5 公共交通空白地域解消を
2	10番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書の迅速な発行について 2 被災者支援システムを活用した全職員研修の実施を 3 期日前投票所の拡充について
3	2番	長良 俊一	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校教育の充実について 2 町道路線の維持管理について 3 空き家対策について 4 コロナ禍における災害対策の取り組みについて 5 産業支援について 6 コロナ禍における行政情報の発信と、広聴について
4	6番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民すべてを対象にしたプレミアム商品券に 2 全ての小中学校や学童保育所、こども園の水道カランを非接触型に 3 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策について

5	7 番	山口 昌亮	1 櫛原地区のメガソーラー建設計画について 2 デマンドタクシー導入について 3 新型コロナ感染症のPCR検査体制について
6	1 1 番	下中 一郎	1 町制施行50周年に向けての取り組みについて 2 地方創生総合戦略の今後について

令和 2 年 第 5 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 2 年 9 月 1 4 日 (月)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告により5点質問をさせていただきます。町当局におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず1点目、矢田山に（仮称）東西線の道路建設を。

今回の質問については、平成6年6月議会から16回にわたって一般質問を行ってまいりました。この事業は将来の平群町発展がかかっていると確信し、実現を切望しての質問であります。今日まで平群町の取組は、平成11年度に郡山土木協議会2市4町において、平群町長が国道168号線及び国道25号線の交通渋滞や本町における東西線道路の必要性を提案、その後、郡山市と平群町の共通課題としてワーキングチームを設立、ルート案などを県に相談、平成15年度、郡山市、平群町の共通要望として奈良県に提出。奈良県は「トンネルを含む約3キロの新設道路となり、必要性や費用対効果を踏まえ、将来的な課題として考えている」との回答でありました。

その後、平成16年度から平成28年度の13年間、毎年1市1町の共通課題として県に要望されてきました。そして、平成29年度からは、（仮称）東西線は県北西部に広域的なメリットが期待できることから、郡山市協議会2市4町の共同要望事項として奈良県に要望することになり、引き続き30年、31年度も奈良県に要望されてきました。

そこでお聞きをいたします。

一つ、実現となれば、一昨年5月に新奈良県立総合医療センターが矢田山の東に開所されました。住民にとって人命緊急輸送路が確保され、心強く、安心ができます。また、交通渋滞緩和をはじめとして、災害の緊急輸送路確保、経済発展、日常生活の利便性の向上など、(仮称)東西線道路の波及効果は計り知れないものがあります。今年度は7月8日に、郡山土木協議会総会が開催されたと聞いております。(仮称)東西線要望は県に提出されましたか。総会の報告と県の回答をお聞かせください。

第2点目、非常にハードルの高い事業であります。一日も早く奈良県道路整備基本計画に(仮称)東西線が位置づけしていただくために、町として独自の取組を考えておられますか。

続きまして2点目、人権交流センター移転に伴う覚書書について。

平群町総合文化センター、延べ床面積2,550平方メートルが完成し、令和2年4月11日に開館記念式典が開催されました。建設に当たっては老朽化した中央公民館、人権交流センターの機能を集約し、そして、狭隘な町立図書館、あすのす平群などを統合し、複合施設として平群町の中心市街地の活性化につながる拠点として整備をされました。

人権交流センターの諮問機関であります平群町人権交流センター運営審議会に対し岩崎町長は、中央公民館、人権交流センターは建築後40年を経過し、未耐震の上、バリアフリーにも至っておらず、また、あすのす平群は手狭で蔵書スペースが不足しているなどの理由で、中央公民館、人権交流センターの機能を集約し、あすのす平群との複合化を図り、複合施設として、平群町文化センター・図書館を建設、現在の人権交流センターを廃止し、複合施設にその機能を移行したいので審議会の意見を伺いたいと、平成28年9月28日付で諮問されました。

11月18日に諮問委員会が開催。その後、12月3日に町長に対し、会長はじめ14名全員の賛同をもって答申がされました。内容は、人権交流センターの存続については、設立経緯やこれまでの果たしてきた役割を考慮すると引き続き残してほしいというのが地元である若井大字の本意と考えますが、未耐震での老朽化の施設であり、低い稼働率が続くなどにより、現施設を廃館して町の計画である集約化した新文化センター構想に組み入れることはやむを得ないとの考えであります。仮に廃館するとしても現施設利用者の利便性確保の対策は必要と考えるので、今後そのことを念頭に、近隣施設である若井集会所の増築なども含め、可能な限り地元の意見反映に努める必要があると考えます。よって、廃館に当たっての地元の確認内容等については、可能な限り覚書書等

の文書で明確化し、将来にわたって相互に遺恨のないよう、最善の配慮をされることを要望する。最後に、当センターの廃館により町の人権施策が後退することのないように、くれぐれも行政として責任ある対応を切に願いますとの答申でありました。

その後、平成29年2月24日に平群町人権交流センターの在り方についての合意成立を証する覚書書が岩崎町長と若井総代で取り交わされました。

合意内容は、1番として、人権交流センターは文化センター・図書館供用開始後に廃止、撤去する。2番、人権交流センターの骨格となる人権施策、人権啓発機能は文化センター・図書館へ引き継ぐ。3番目、人権交流センター廃止後は、現利用者の利便性を確保することを基本に、各種事業の実施場所は若井集会所の増築も含め、可能な限り地元の意見反映に努める。4番目、人権交流センターが持つ避難所などの防災機能は廃止するまでの間に他所での位置づけを行うなどの4項目の合意が交わされましたが、今回、詳しく説明を再度お願いを申し上げます。また、施行期間についてもよろしくお願いを申し上げます。

3点目であります。総合スポーツセンターグラウンドを人工芝化に。

昨年9月議会で、総合スポーツセンターグラウンドを人工芝化にすべきと一般質問を行いました。総合スポーツセンターは、平成8年度に町民の健康維持、増進及び心身の健全な育成を図るとともに、スポーツの普及、振興に資するためにオープンをいたしました。現在は平群町の体育施設管理運営は、公益財団法人平群町地域振興センターに指定管理をされております。

現在のグラウンドは面積は1万1,312平方メートルで、人工芝化をすれば、大人コート1面、少年用コート2面のサッカーコートができます。また、多目的競技場として、町内こども園を無料開放、グラウンドゴルフ、町民体育大会、レクリエーションなどの多岐用途に利用ができます。

また、財政問題については、工事費は平群町が予算化せず、平群町地域振興センターでの事業費8,800万円を予算化し、財源内訳は独立行政法人日本スポーツ振興センターの4,800万の補助金と公益財団法人の平群町地域振興センターの基金繰入れ4,000万の予算化によって平群町には財政上の影響はありません。

スポーツ誘客の有効性、来訪者による「ついで観光客」数の拡大、利用者増による委託料の節減効果などのメリットがあり、人工芝化を提案。財政難の本町にとって財政負担のない公共施設の付加価値アップの事業であり、早急に平群町は公益財団法人が行う投資事業を速やかに応援すべきと思います。

また、教育委員会は人工芝化について賛成なのか反対なのかどちらかと質問いたしました。教育委員会総務課長は、町民体育大会開催時に懸念される問題、

プール開催時期の駐車場の問題、利用されている各種団体との問題、スパイク使用の制限問題などを提起する中で、地域振興センターとまだ詰め切れていない問題については、教育委員会も共に努力してまいります。また、人工芝化については、教育委員会といたしましては、町の財源が必要でない事業であり、問題点がクリアさえすれば賛成でありますとの回答を昨年頂きました。1年が経過をいたしました。進捗状況と今後の取組について、よろしくお願いを申し上げます。

4番目、保留地処分に伴う損失補償などについて。

平群駅西特定土地区画整理事業は平成18年度に認可を受け、今年度をもって組合解散が予定されています。本事業は平成の初期頃、平群駅前線拡幅、駅広場整備などの住民要望が多くあり、町施行での駅周辺整備事業計画を予定しておりましたが、平成17年4月12日に町は、都市計画法に基づき特定土地区画整理事業として決定をされました。

特定土地区画整理事業とは、告示後2年以内に組合が設立されなければ、市町村の責務として平群町が特定土地区画整理事業を施行しなければなりませんでしたが、区画の地権者による組合が設立され、平成18年12月に認可されました。よって、組合は町に代わり、土地区画整理事業が施行されることになりました。

組合並びに事業認可後の平成18年度の平群町一般会計予算の債務負担行為として、平群駅西土地区画整理組合が行う事業の保留地処分数額と実際の処分数額の差額として5億円を限度に損失補償する。なお、期間は平成18年度から事業完了までが計上。議会は賛成可決されました。

保留地処分に伴う損失補償などの執行が組合解散に大きく関与します。当時などの資料に基づき、質問をさせていただきます。

1番目、現在まだ保留処分されていない2宅地、1,257平米。簿価売買価格1億7,335万4,000円が存在しますが、あくまでも組合で処分されるのが基本であり、2宅地が処分できなかった場合は、平群町は既に処分された保留地処分の損失補償額1億5,603万2,500円を支払えば町としての責務が終了するのか。また、債務負担行為の期間は平成18年度から事業完了までとなっております。町としての期間は平成18年度から事業完了までの認識はどうか。

2番目、組合は今年度1年間の工期延長など事業計画変更を申請されました。令和2年度末をもって組合解散が予定されていますが、今年度で保留地の処分及び債権債務の処理も終わらなかった場合、町として問題解決に向けてどのように考えておられますか。

3 番目、組合が複数の金融機関に多額な借入れをされていると聞いております。町として、組合に対する責務を明確にお答えください。

4 番目、町は組合が完全に解散されるために保留地処分の損失補償費以外にも補助金等を考えておられますか。

続きまして5点目、公共交通空白地域解消へ。

移動手段を持たない高齢者や運転免許証自主返納者、更新できなかつた住民など、移動困難者が増加をしております。公共交通網の整備は緊急課題であり、基本は利用者が求めている地域公共交通でなくてはなりません。高齢者医療支援施策のデマンドタクシーを導入し、コミュニティバスとの並行運行すべきと6月議会にも一般質問を行いました。主な質問は、デマンドタクシー導入に向けて、6月議会までに各種団体との協議内容を聞きました。

一つ、NCバスとは以前より協議を重ねており、了承を得ている。

2番目、地域公共交通会議では、事業実施の了解を得たいと考え、住民意識調査実施の了承を得ました。

3番目、運輸支局とは以前より協議を重ねており、事業開始時期に間に合うように、許認可などの手続などの指導を頂いております。

3番目、介護保険事業計画の策定委員会において、来年度からの第8期介護保険事業計画に、介護予防や閉じ籠もり防止、生活支援などの観点から新たな外出手段としてデマンドタクシー導入を提案、概要及び財源措置などを説明。委員さんからは様々な質問や意見がありましたが、前向きに協議をしていただいているとの考えであります。

4番目、住民意識調査が予定しており、事業執行に当たって周知の方法として、実施予定は7月1日に65歳以上の全員に配送予定。提出期間を2週間程度設け、集約、分析などをする予定と答弁をされました。

そこでお聞きをいたします。

デマンドタクシー導入に向け、6月議会から9月議会までの進捗状況と今後の取組について。

2番目、デマンドタクシー導入に向けての住民意識調査（65歳以上）を実施された集計結果と担当課としての評価をお聞かせください。

3番目、デマンドタクシー運行となれば、利用料金以外の収入確保として、例えば通院や買物利用が多いことから、医療機関、商業施設に対し、協力を働きかけ、地域の応援を求める試みを考える必要があると思いますが、いかがですか。

以上、5点についてよろしくお願いを申し上げます。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、矢田山に（仮称）東西線の道路建設をについてお答えいたします。

1 点目、本年 7 月 8 日に大和郡山市で開催が予定されていた郡山土木協議会総会につきましては、当日の梅雨前線豪雨により、各市町村に気象警報が発令され、急遽開催が中止されました。また、その後は新型コロナウイルス感染症が再度県内に拡大している状況を受け、今回の総会については書面決議となりました。

（仮称）東西線建設の要望につきましては、令和 2 年 6 月 19 日付で 2 市 4 町の連名で「矢田丘陵を通す東西線の実現に向けた計画に早期に着手すること」を協議会共通の第 1 要望事項として奈良県に提出いたしました。今回の総会は書面決議のため、直接奈良県への回答を聞くことができませんでしたが、10 月 2 日に郡山土木事務所所長が本町に訪問いただくことになっております。（仮称）東西線建設をはじめとする本町の要望事項を強く要望してまいりたいと考えております。

2 点目、本町の取組としましては、本年 8 月 12 日に大和郡山市建設課に行き、人事異動で担当者も変わっていることもあり、まずは事務者レベルでの親交を深め、今後も（仮称）東西線の実現は本町が主体となって、引き続き郡山市と連携し、他の管内 1 市 3 町や要望している奈良県とも協議、相談しながら時期を見て、本町の独自の取組も考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

まず、1 点目につきましては、集中豪雨、それと新型コロナの関係で郡山土木協議会総会が中止になったということで、書面決議ということで出していたのだと。毎年一緒のように 2 市 4 町の共同要望ということで出させていただきました。ありがとうございました。また、この 10 月 2 日に郡山土木所長が本町へお見えになるということで、そこでもちょっと要望を強くしますよということで、町長、よろしく、担当課長もよろしくお願いを申し上げます。

2 点目につきましては、大和郡山市の担当者と友好関係を持って、深めているということは僕はいいことやと思う。しかし、町長、私のこの一般質問するのは 1 年に一遍でございまして、この件につきましては。それと郡山土木協議会総会は年に一遍しかございません。その間にこの東西線が私ほね、できたら平群町が最高なるまちづくりの重大な事業やと思うてます。そこで、町長とし

てですね、町として、町長ですよ、町長として、この1年間、その総会に向けての間に1年間どのように歩いていこうと、この東西線には思っておられるか、その決意、熱意をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長

町長。

○町長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

(仮称)東西線につきましては、平成29年度より2市4町の要望事項として奈良県に要望してまいりました。また、平群町では南北に伸びる道路しかありません。東西に通じる道路がありません。このことから(仮称)東西線が実現すれば奈良県総合医療センターへの人命救急搬送や、また、住民の生命、安心につながります。また、南海トラフ地震がいつ起こるか分からない中、災害時の緊急輸送道路の確保もでき、交通渋滞の緩和、そして企業誘致など経済波及効果や日常生活の利便性向上にもつながることから、実現に向けまして2市4町と連携し、そして、奈良県に対しても強く要望してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

町長も認識していただければ東西線、どれだけ重要な施策であると、これは県の事業でございます。私が先ほど、ちょっと町長の熱意をお聞きしたいと言ったのは、平群町長としてこの1年間の間にどのような努力をね、熱意を持ってしようと、また今後やっていこうという熱意はありますかということをお聞きしたことでございました。その点、ひとつよろしくお聞きしたいなと思います。

○議長

答弁求めているんですね。

○12番

はい。

○議長

町長。

○町長

それでは、馬本議員の再質問にお答えさせていただきます。

10月2日にも郡山土木事務所長が来庁されます。そのときにも町のそうい

う必要性を十分に訴えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

町長とちょっとかみ合わなかったような感じでごさいます、僕の町長にお願いしたいのは首長として、町長として、それほど町長自身も重大な道路ということをお認めされているならば、この1年間、来年の郡山土木総会までに、例えば県に行ったときに、いろいろな所管の課もありましょう、そこへ御挨拶行くときにもね、ほかのどこに行ったときにもひとつよろしくお願ひしたいなと。いろいろな首長としてのね、私は歩み方あると思います。それを私はちょっと町長に御期待を申しておったんですけども、その点、やっとなの言いたいことを認識していただきましたか。どうですか。

○議 長

町長。

○町 長

馬本議員がおっしゃられたとおり、私としても東西線については本当に重要な施策というふうに考えております。事あるごとに県庁とか、そういう機会があればしっかり訴えてまいりたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

それで結構でございます。町長、ひとつ、来年の総会までにいろいろな関係機関とよろしくお願ひをしたいと思います。

この件については、これで結構でございます。以上です。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、馬本議員の2項目めの人権交流センター移転に伴う覚書についての御質問にお答えをさせていただきます。

総合文化センターの建設に当たり、人権交流センターの在り方について、合意した内容について、また、施行時期についてのお尋ねでございますが、経緯から御説明させていただきますと、平成28年9月28日付で、町長から平群町人権交流センター運営審議会会長に人権交流センターの在り方についての諮問が出され、その後、同年12月3日に答申が出されました。

内容につきましては先ほど議員がお述べになられたとおりで、答申の中に「廃館に当たっての地元との確認内容については可能な限り覚書等の文書で明確化し、将来にわたって相互に遺恨のないよう最善の配慮をされることを希望するものであります」と明記された内容で、町長と若井総代との間で合意の成立を証する覚書が取り交わされたところでございます。

覚書の内容は、先ほど議員が述べられた4点でございます。

1点目、人権交流センターは文化センター・図書館が建設、供用開始後に廃止、撤去するとしており、旧の人権交流センターは既に廃止しておりますが、撤去につきましては、まず旧の中央公民館の撤去を進めており、撤去時期を検討し、実施したいと考えておりますので、御理解を頂きますようお願いいたします。

2点目、人権交流センターの骨幹となる人権施策、人権啓発機能は、文化センター・図書館へ引き継ぐとなっており、一部は総合文化センターに引き継いでおり、地域交流促進事業であります子ども習字教室及びそろばん教室については、若井集会所で実施をしております。

3点目、人権交流センター廃止後は現利用者の利便性を確保することを基本に、各種事業の実施場所は若井集会所の増築も含め可能な限り地元の意見反映に努めるとしており、今後の旧の人権交流センター解体の実施時期に合わせ、地元の意見も頂戴しながら、若井集会所の増築等について町内部で検討してまいりたいと考えております。

4点目、人権交流センターが持つ避難所等の防災機能は廃止するまでの間に他所での位置づけを行うという内容であります。この件につきましては避難所を総合スポーツセンターに位置づけております。また、施行時期についての御質問ですが、若井集会所の増築等については覚書の3点目に記載されているとおり、可能な限り地元の意見反映に努めてまいりたいと考えております。ただ、具体的な対応時期につきましては現段階でお示しすることができませんが、今後、地元との協議など、担当課と調整を図っていきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

まず、1点目につきましては、まず旧の中央公民館を解体されるということでございますので、その後、時期、いろいろなものを見据えながら、法律上は5年以内ということになっておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思ひます。

2点目につきましては、子どもの習字教室、そろばん教室については、若井集会所で現在実施をされております。事業は町の事業でありながら使用料を支払っております。また、地域住民団体の使用料は無料であります。ねじれた運営がされておると思ひます。そのためにも、今後は地域住民団体の交流の場として新しく、新築をお願ひしたいと思ひております。

3点目につきましては、先ほど、若井集会所の増築及び新築も考えているというふうに私は理解をしたんですけども、そういう理解でいいかなというふうに思ひます。施行時期についてはいつ頃を予定されているかということで、お願ひをしたいと思ひます。

次、4点目は、それで現在、総合スポーツセンターが避難所ということで位置づけされてるということは認識しておりますので、それはそれで結構でございます。

再度よろしくお願ひいたします。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

ただいま議員のほうより3点目の質問の中で、若井集会所の増築及び新築の件について御質問いただいております。担当課である政策推進課のほうで答えさせていただきます。

集会所の増築、新築の件につきましては、財源の確保の見通しを立てることが前提になりますけども、そのように理解していただいて結構かと思ひております。なお、その時期については今現在、未定でお示しすることはできませんので、御理解をお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

この覚書書の一番、僕のポイントは、今の現在の集会所、これ、公共施設でございますので、この集会所の、この答申のとき、「など」ということでございましたので、新築を隣に建てていただいて、地域住民の方が若井の集会所とし

て使えるような施設を造っていただきたいなというのが僕のポイントでございますので、今、担当、財政、政策推進課の課長は財源を見ながらということで、もちろんそうございましょう。その時期についてもまだ今、未定ということでございますので、またその時期になって、また一般質問をさせていただきますので、ひとつよろしく願いをいたします。

この件についてはこれで結構でございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、馬本議員の3項目めの総合スポーツセンターグラウンドを人工芝化について、お答えをさせていただきます。

昨年9月議会以降の進捗状況と今後の取組につきましては、9月以降に町内の主要スポーツ団体である平群町体育協会と総合型スポーツクラブくまがしクラブにグラウンドの人工芝化についての意見聴取を行っており、両団体共に人工芝化については異論はないが、多目的グラウンドであることから、サッカー専用グラウンドになり、現在使用している競技団体の使用が制限されるなど、平群町のスポーツ振興が後退することのないようにしてほしい。また、料金設定についても、人工芝化したグラウンドについては高額にならないように、町内の他のグラウンドについても現状の料金を上げないようとの意見が出されましたので、その意見を一部財源の負担を予定している地域振興センターに伝えております。

また、既に人工芝化している自治体や奈良県のスポーツ振興課へ出向き、聞き取りを行いました。その中で財源の確保など、さらに今後、協議、検討しなければならない事項が見えてまいりました。教育委員会としましては、先日、決算審査特別委員会で馬本議員より質問された大きな課題であるウォーターパークの今後の方向性と併せて総合的に検討を行っていきたいと考えておりますので、いましばらくお時間を頂きたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

いろいろ今聞いていますと、いつもスポーツ振興の関係で、去年の関係は非常に財源的に厳しくなったようなニュアンスを今取りました。それでまた、スポーツ振興課へ意見とかいろいろ言っていたこと、また各自治体へ、人工芝化されたところへ職員さん行っていただいたことには感謝をいたします。

そこで、この間、決算で僕もちょっと提案しましたけど、ウォーターパーク、平成8年が全部オープンしたんですけども、ウォーターパークはもうちょっと早くオープンしたと思いますけども、もう非常に老朽化して大変な形になる。今年は新型ウイルスの関係で中止になりました。果たして1年後、その機械を8か月間ほどずっと中止していて、今度まだ1年以上、つまり20か月以上中止して、今度動かす場合、また大変な、恐らくメンテの関係で要するというふうに想定はできます。それと、リフォームしたらどのぐらいかかるんかといったら莫大なお金も、私は専門家じゃないですけども一応想定できます。そこで今、担当課長はウォーターパークの関係もあるし、総合的に検討したいということで、しばらくの時間を待っていただきたいという御答弁を頂いたわけです。

そこで、お聞きいたします。財源確保について今後検討するとの趣旨を詳しく、ひとつ御答弁をお願いしたいということと、そのことと、もう一つは、今後のスケジュールはどのようになっているか。一応その点について、2点について、まず御答弁願えますか。よろしくお願いたします。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。大きく2点でございます。

1点目の財源の確保について今後の検討する趣旨の詳しい説明をとということですが、人工芝化の財源につきましては、当初、t o t o 助成を頂きながらという一本で考えておったわけなんですけれども、国土交通省など、有利な他の国庫補助金のメニューがあるということも見えてまいりまして、さらなる調査研究を行いたいということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

それと2点目でございますが、今後のスケジュールにつきましては、次年度にウォーターパークとグラウンドの人工芝化を含めた総合スポーツセンター全体の方向性の在り方を調査研究するための予算の確保に努めてまいりたいとこのように考えておるところでございます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

僕はいいことやなと思います。もう平成8年にオープンしてますんで、あの施設全体がもう大分老朽化もしていますので、全体を見据えて調査していただきたいなど。また、人工芝についてもそこでいろいろやっていくと。そこで、調査研究のために予算化をしたいというふうな御答弁を頂きました。誠にありがとうございます。ひとつ予算化をして調査をしていただきたいと大いに期待をしております。

グラウンドが人工芝化となれば付加価値が上がり、さらなるスポーツの拠点と位置づけられてね、地域住民が今後、今以上に親しみやすい地域環境づくりの推進ともなる、スポーツという有効性、来訪者によるついで観光客、先ほど言いましたけど、より一層のメリットが私はあると思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

この点はこれで結構でございます。

○ 議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

それでは、馬本議員御質問の4項目め、平群駅周辺整備事業の保留地処分に伴う損失補償等についてお答えいたします。

御質問の1点目ですが、議員御指摘のとおり、平群駅西特定土地区画整理事業において、2宅地が処分できていない状況にあり、現在、組合において早期に販売できるよう努められているところであります。また、現在の保留地処分実績額は1億9,700万円であり、事業計画で見込んでいる保留地処分額と差額が生じており、町としましては、平成18年3月に議決いただいた債務負担行為に基づき、損失補償を行っていきたいと考えております。残る2区画の保留地についても、処分により損失補償額が確定すれば補償していく考えであります。

なお、土地区画整理事業の事業完了時期については、工事、換地処分、登記手続、公共施設の引継ぎ、保留地の処分、権利関係の調整等が終了した時期となっておりますので、これら全てが完了した時期であると認識しております。

次に、2点目の今年度中に保留地処分及び債務処理の終わらなかった場合、

町としてどのように対応していくのかという御質問であります。

現在、組合において早期に販売ができるよう努められており、町も販売活動に一定の支援はしていきたいと考えていますが、処分自体は組合で実施されるものと認識しております。町として債務処理を早期に進めるため、既に処分されている保留地に係る損失については、今年度中に予算措置の上、損失補償していきたいと考えております。

続いて3点目、組合の金融機関の借入れに係る町の責務についてですが、1点目、2点目の質問で回答させていただきましたとおり、町の責務はあくまでも事業計画で見込んでいる保留地処分額と実際の処分額の差額に係る補償であるため、金融機関借入金に対する責務はないと認識しております。

最後、4点目です。組合を完全に解散させるために保留地処分の損失補償費以外にも補助金等について考えているかについてであります。先ほどから述べさせていただいているとおり、現在、組合は残る保留地の早期販売を目指しており、それが完了した時点での損失補償は考えておりますが、それ以外の補助金等については、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

この1点目が非常に大事なことでございまして、事業完了までというふうなうちの債務負担行為はなってます。それはいつ頃かということで改めてお聞きしたわけやけど、今、町は権利関係が終了したというふうな御答弁を頂きました。これは考え方によったら、見方によったらですよ、この令和2年度の末で組合が例えば解散されればそこで債務負担行為を終わりじゃないかなというふうな考え方も持っておられる方もいてはると。だから、今日はこれを改めて質問させていただいたのはその点でございまして、町自身は権利関係が終了した時期ということは、換地処分とかいろんな問題で全部終わりましたよと、換地も。その時点で初めて債務負担関係は終わりという認識を持っておられるということで、今、御答弁を頂きました。それはそれで町の考えは、権利関係が調整が終了した時期というふうにおっしゃったんやから、明確にね。それは僕はそうじゃないかなというふうに思います。ただ考え方はいろいろ議員さんもあると思いますけども。

2点目については、今年度中に予算措置している損失補償をしていきたいということでございまして、約1億5,600万、これについては恐らく補正予算ということでおっしゃっておられると思いますが、これには今日までの経緯、

いろいろな経緯があったと思います。今回、補正予算が計上されるまでに、までにですよ、議長に申し出て、全協並びに特別委員会等々開催していただくようによろしくお願ひしたいと思います。その御返事頂きますように頼みます。

3番目、保留地処分の差額に係る損失補償である金融機関の借入れについては、町は直に町とは借入れの契約してないよと、町の責任はないというふうに認識してる。僕はそれはそれで、僕もそう思います。町との借入れの契約は一切してないから、僕はそうだと思います。それでいいと思います。

4番目、損失補償以外にも補助金等考えておられますか、おっしゃいましたけれども、今、現時点では考えていないよということでもありますので、それはそれで結構だと思います。けれど一番問題はね、2宅地。この2宅地を来年3月31日までに組合さんが、組合さんですよ、組合のほうから処分されることが一番大きな問題でございますので、また平群町としても先ほどおっしゃったように、助けていくと、販売については関わっていくということをおっしゃったので、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思います。先ほど僕が言いましたのは、その点だけちょっと御答弁、再度お願ひいたします。

○政策推進課長

ただいま議員のほうから2点目に係る質問ということで、損失補償の補正予算の時期については議会のほうにどのように説明するかということやったかと思ひます。もちろん損失補償金については、今現在つかんでいる額で、15区画の分について1億5,600万程度とつかんでおります。この分につきましては、当初予算にも計上されておらない多額の財政出動になりますので、事業の全体像も含めて、補正予算として計上させていただくに当たっては、議長とも十分相談させていただいて、議会に丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長

馬本君。

○12番

ひとつ、議長に御相談をされて、全協とかそういうふうなやつをひとつ開催していただきますようによろしくお願ひいたしたいなと思ひます。恐らくここで、この組合が今年度3月31日、来年の3月31日に解散となれば、恐らく土地区画整理法第45条に基づく清算人、そういう組織になってくると思ひます。そこまでに、そこまでにですよ、ひとつ2宅地をよろしく、町のほう、町長、よろしく2宅地を組合のほうで販売されることをよろしくお願ひを申し上げます。それだけでございます。この点についてもこれで結構でございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、馬本議員御質問の五つ目、公共交通空白地域解消をについてお答えいたします。

まず、その中の1点目の御質問にお答えいたします。

6月18日、地域公共交通会議を開催し、本町の方策案及び住民意向調査票案についての御提案をさせていただきました。一括しての承認を得たいところではございましたが、方策案につきましても、住民の意向を確認した上で改めて提案してみてもどうかとの御意見により、次回9月25日開催予定の同会議にて、住民意向調査集計・分析結果報告と併せて方策案を再提案し、了承を得る方針でございます。

7月21日には、介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会に出席し、7月1日から7月14日までの間に実施した住民意向調査の集計速報値を報告いたしました。速報値であったために、詳細についての協議などは行われず、次回、10月15日開催予定の同委員会にて集計分析結果報告書を提示し、方針案に基づく計画への位置づけについて承認を頂く方針でございます。また、前後いたしますが、それ以前に、本議会会期中に公共交通対策特別委員会を開会していただき、集計分析結果についての御報告をさせていただく予定でございます。

続きまして、2点目の御質問でございます。

住民意向調査集計分析についての詳細につきましては、後日開催されます公共交通対策特別委員会にて御報告いたしますが、本調査の回収率につきましては53.2%と非常に高い回収率であったことで、住民のデマンドタクシーへの高い関心がうかがえたと認識しております。また、導入意向についても、半数近い方が今後の意向を含めて「導入してほしい」と回答され、導入に期待を寄せられていることが分かります。反面、「導入する必要はない」とのお答えになられた方々の理由として、路線バスやコミュニティバスについて、引き続き利用するに当たっての利便性の向上と改善についての要望も多数寄せられていることから、今後、デマンドタクシーを実施した中でも現在の路線バスやコミュニティバス利用者が引き続き乗車されることが期待され、本町が目的とする

各移動手段での対象者のすみ分けが図れるものと回答結果から分析しております。調査実施期間においても多数のお電話を頂戴し、一日でも早く導入を待ち望んでいただいている声をお聞きしておりますので、来年10月の導入に向け、引き続き鋭意取り組んでまいります。

続きまして、3点目の御質問にお答えさせていただきます。

本町が提案する新たな移動支援策案では、利用者から運賃として300円を負担していただき、その収入で不足する財源は65歳以上の住民の皆さんから頂く介護保険料で賄うというものです。超高齢社会を迎え、今後、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護保険料の上昇は避けられるものではなく、かつ本施策の財源負担を介護保険料から今後も求めるとなれば、可能な限り効率的で経費削減につながる運行システムを構築することはもちろんのこと、利用料金以外の収入源の確保にも努める必要があると認識しています。議員御提案のように多くの利用者が目的地とする医療機関や商業施設なども含め、幅広く協賛金などの地域の応援を求めていくことも一つの試みであると考え、協力を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目につきましては、地域公共交通会議、並びに介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会等に、今後、両委員会にアンケートの分析結果を丁寧に報告され、方針案に基づいて承認を頂くように鋭意御努力をよろしくお願いを申し上げます。

2点目につきましては、デマンド、アンケートの回収率は非常に高かったと。住民の関心が高いと。半数近くが導入すべきというようなアンケート結果が出ているということで、まだ細かい分析はされてないということで認識をします。そこで、デマンドタクシー要らないんじゃないかと、コミュニティバス云々とかいう話をおっしゃってる方もおいでになるみたいですけど、私はデマンドタクシーはもちろん、コミュニティバスとデマンドタクシーを共有した公共交通会議を構築すべきというふうにずっと提案してますので、その点もひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

それと、今度それをする事によって、今度デマンドタクシーがもしも10月に導入されれば利用者、特に高齢者の方の公共交通のすみ分けが増えるわけでございます、私はいいことやなというように思います。

それと3番目、先ほどおっしゃいました介護保険料の関係で財源を確保して

いって、受益者負担、一定の金額、まだはっきりは出てませんが、あれ、一つの案でございますので、それ以外にちょっとほかに医療機関とか商業地域の方の御賛同を得たらどうですかというような一定の提案でございますので、今後はひとつ努力していただきたいなというふうに思います。それについては、幅広い努力を求めるということでございますので、今度の2委員会は、もっかい、くどいようでございますが両委員会、1番目の2委員会には詳しく御説明をされて、方針に承諾をしていただきますように重ねてお願いを申しておきます。

デマンドタクシーの最終目的は高齢者の福祉施策の一環として来年10月に運行されるように、行政はもちろんのこと、関係団体の御理解と御協力が絶対必要でございますので、その点も慎重によろしくお願ひしたいなと思います。

以上、一般質問を私はこれで終わります。議長ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

10時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時56分)

再 開 (午前10時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。

窪君の一般質問は選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の川西総務防災課長より答弁があるということで御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

10番、窪でございます。冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に対し、心よりお悔やみ申し上げますとともに、平群町においても感染された方々や御家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。そして一日も早い回復を御祈念申し上げます。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般、通告をさせていただ

いております3項目について質問させていただきます。

大きな1項目めは、罹災証明書の迅速な発行についてを質問いたします。

災害時に被災者にとって一番大事なものが罹災証明書です。罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度は証明する書面として、市町村が任意の行為として交付してきたものであり、その様式についても各自治体による独自支援を含め、各種支援制度の適用の判断等に活用するため、各自治体において必要性に応じて定めてきたところです。平成25年の災害対策基本法の改正により罹災証明書の交付が法律で位置づけられた際にも、自治事務と位置づけ、様式についても引き続き任意としてきたところですが、近年、災害が相次いで起こる中、応援職員を派遣した自治体や支援に携わる行政書士会等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるため被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式の統一化をすべきとの声が高まり、令和2年3月30日、内閣府防災は、自治体間の応援業務の円滑化の趣旨に鑑み、全国の自治体に罹災証明書の様式の統一化について通知を发出されました。

そこでお尋ねいたします。

一つ目、これまでの本町における罹災証明書の考え方と発行の流れについて。

2点目、今後、罹災証明書の統一化における事務の流れと体制について。

3点目、罹災証明書の迅速な発行のため、被災者支援システムを活用して被害状況を入力することで可能となるが、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

大きな2項目めは、被災者支援システムを活用した全職員研修の実施をについて質問いたします。

災害発災時には、職員の皆さん自身が被災者であっても、通常の行政事務以外の救助活動や罹災証明書の発行、避難所の運営など、自治体職員には苛酷な勤務が求められ、その身体的、精神的負担は相当なものと考えられます。その事務に係る職員の負担を少しでも軽減できれば、職員の過労死など二次災害を防ぐとともに、人にしかできない被災者のサポートにより多くの職員が対応できると考え、平群町では平成21年10月に被災者支援システムを導入をしていただきました。

御存じのとおり、災害発災時には全職員が災害対策本部の構成員となり、地域防災計画の定める職務を担当することになります。しかしながら、その職務の内容を熟知する職員はどれだけおられるのか。作成すべき台帳類についても、様式、ひな形が準備されていないケースもあり、災害対策本部の職務を即時に開始することは困難ではないでしょうか。また、多くの自治体では激甚災害の

経験がなく、平群町においても同様であります。災害が発生するとどのようなことが必要になるのか、どのような情報を誰から誰に伝えなければならないかなど、災害対策本部の業務を具体的にイメージすることは困難であります。

この点において、平成21年に総務省が全市区町村に配付をした被災者支援システムは、阪神・淡路大震災をはじめ東日本大震災など多くの激甚災害において数多くの自治体から出された要望を受けて改良が続けられ、災害発災時のみ必要となる自治体業務を支えるための情報システムです。また、被災者支援システムは罹災証明書の発行のみならず、義援金の管理や避難所に避難されている方の情報、救援物資の管理など、地域防災計画に定める職務の多くをカバーするものであり、実際にはほぼ全ての部署で使用することが想定されます。そこでお尋ねします。

一つ目、本町の災害対策本部の運営における被災者支援システムの位置づけについてお尋ねします。

2点目、災害発災時の地域防災計画上の職務の周知と遂行するために被災者支援システムがあることを併せた周知が職員に必要なため、被災者支援システムの活用、操作研修も含めた危機管理における全職員研修を最低1年に1回は実施をすべきではないでしょうか、お尋ねします。

大きな3項目めは、期日前投票所の拡充について質問をいたします。

本町における選挙の投票率は、平成28年7月の参院選で63.43%、平成29年10月の衆院選で62.45%、令和元年7月の参院選が56.24%と減少しております。期日前投票は、平成28年参院選14.43%、平成29年衆院選23.96%、令和元年7月15.48%と、天候等にもよりますが、増加傾向にあります。また、18歳、19歳の投票率は、平成28年59.13%。平成29年51.27%、令和元年33.56%と減少傾向にあります。投票率が下落している一方で、期日前投票所の割合は増加している中、投票しやすい環境整備が求められる観点からお尋ねします。

1点目、本町の投票率の推移をどのように分析されておられますか。

2点目、令和2年4月以降の選挙から、投票区及び投票所が14か所から10か所に変更され、有権者の皆様には大変御不便をおかけしますが、移動手段も含め、どのような対応を検討しておられますか。

3点目、本町の期日前投票所は役場の第1会議室の一つであり、今後、コロナ禍の中、3密は避けられないため、現状の対策をどのようにお考えでしょうか。また、若年層をはじめ投票しやすい環境整備の観点から、自治体の判断により大型商業施設などに期日前投票所の設置が認められており、県内でも多くの自治体で拡充されておりますが、本町でも特に利用者が一番多く見込まれる

大型商業施設、イオンビッグに期日前投票所の拡充をお願いし、検討すべきではないでしょうか、お尋ねします。

最後、4点目、8月7日の臨時議会において決定した投票管理システム整備事業で、各種選挙の期日前・不在者投票及び当日投票システムの導入等の費用として718万円が予算計上され、導入することにより、具体的にはどのような整備がなされますか。そして、さらに本町の投票しやすい環境整備をどのように御検討されておられますか、お尋ねをいたします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、1項目めの御質問にお答えをいたします。

罹災証明書は災害により被災した住み家等につきまして、その被害の程度を証明したものでございます。台風や大雨、強風、大雪などで災害が発生した家屋の所有者の申出によりまして、現地確認を行い、罹災の程度を判定し、交付を行っています。近年の交付状況といたしまして、平成29年度は11件、平成30年度は31件、令和元年度は12件でございました。これまで交付していた平群町の罹災証明書の様式は自治事務で町独自のものでございましたので、議員の御質問でございます罹災証明書の統一様式を取り入れることは、大規模災害時に事務の円滑化が図られることから、地域防災計画も踏まえまして検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、窪議員の大きな1点目の2番目、3番目の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、実務担当課である税務課から答弁もありましたように、大規模災害時の事務の円滑化から統一様式を基本とし、追加記載事項欄を有効に活用した上で、現在、地域防災計画に定める罹災証明書の様式をまずどのように変更するのかの検討を進めてまいりたいと考えております。

また、災害対策本部が継続して設置されるような大規模災害が発生した場合の罹災証明書の発行事務に係る体制整備につきましては、地域防災計画に定めるとおり、災害発生後直ちに一般建築物対策の主担当部署である施設資材部A、いわゆる観光産業課・都市建設課になるんですけども、が、被害家屋調査の準備を行い、体制を整えた上で、災害発生後のおおむね1か月以内に2人1組に

て外観目視などによる被害家屋の調査を実施し、調査後、企画総務部、(税務課)になるんですけど、において被災者支援システムを活用し、被害状況入力の上、被災者台帳を作成し、申請のあった被災者に対して、罹災証明書を企画総務部において発行するという事務の流れ、その体制でございます。

それから、三つ目の御質問でございます。

災害が発生し、被災者から申請のあった場合は、遅延なく罹災証明を交付しなければなりません。そこで、被災者支援システムに被害家屋調査結果を入力することにより被災者台帳が作成され、罹災証明書などの発行についても迅速な対応が図られるものと思われまます。災害発生時において被災者支援システムを活用することは、被災者に対する円滑でかつ迅速な支援業務を行う上で非常に有意義であると考えております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

御答弁ありがとうございます。それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、本町におけます罹災証明書の考え方と発行の流れで、手続でありますけれども、罹災証明の発行は被災後の生活再建にとって大変大切な証明書と考えますが、その点、再度、どのような役割があるのか、どのように御認識されているのか再度御確認をしたいと思います。

そして、今、課長のほうから、これまで交付された件数、まあまあ多いと思うんですが、これは人的被害での発行なのか、それとも物的被害での発行なのか。どのような被害が多かったのか、お尋ねしたいと思います。

そして、住家ですね、住み家の被害判定ですね。これまでどなたが、税務課でありますと思いますが、されたのか。また、職員の方々に被害の状況を判定するノウハウ、どのようにされて、そのような、何ていうんですかね、資格というんですかね、そのようなものがあるのか、ノウハウがあるのか、お尋ねしたいと思います。

そして、今年3月ですね、平群町地域防災計画ですね、この分厚いものを見直していただきまして、私たちも6月にこの地域防災計画を頂きましたけれども、この罹災証明書がこれまで人的被害と物的被害の両方兼ね備えた様式に変更されたところであると私は認識しているんですが、4月に国が様式の全国統一化をしましたので、本町の今までの罹災証明書と今回国が示されておられる証明書との違いですね、その点についてお尋ねします。

そして、川西課長のほうから御答弁がありました、全国統一様式にするには国のほうでは追加記載事項も活用できるということで、どのような罹災証明を変更するかと検討してまいりたいということですが、これ、もう大分前にこれが来ておりますので、早急な変更が必要ではないかと思えます。もし明日、災害が起こったとき、早急にこの証明書の変更をしておかないとどのような形で、以前の形で使われるのかということもありますので、いつ頃この変更をされるのかについて御確認をしたいと思います。

そしてですね、これ、あくまでも大規模災害が発生したときの体制整備ということで、観光産業課と都市建設課が被害の家屋調査を行って、そして調査後に税務課が被災者支援システムにその被害状況を入力して、被災者台帳が作成され、申請があった方に発行するということです。では、これ、大規模災害ですが、近年、平群町でめちゃくちゃ大きな大規模災害には至ってない。それは本当にありがたいことだと思いますが、でも、今後どのような形になるかわかりません。けれども、今後も小規模の災害の場合はどのような体制でいかれるのか、発行されるのか、お尋ねしたいと思います。

そして、迅速な支援ですね、被災者に対する迅速な支援、被災者支援システムを活用することで大変有意義だということの認識もしていただいているということで、これは了解したいと思います。

それでは、何点か再質問させていただきましたので、御答弁よろしくお願います。

○議長

税務課長。

○税務課長

何点か再質問されましたので、順次お答えをしたいと思います。漏れておれば、また御指摘をお願いしたいと思います。

まず、罹災証明書につきましては、災害対策基本法第90条の2によりますと、市町村長は地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは遅滞なく、住み家等の被害その他、市町村長が定める種類の被害の状況を調査をしまして、災害による被害の程度を証明する書類を発行しなければならないというふうになっておりますので、よろしくお願います。

それとですね、2番目のこれまでの被害の状況等につきましてでございますが、先ほども答弁しましたとおり近年においては、29年は11件、30年度は31件、31年度は12件でございました。30年度等は交付が最も多くありましたが、これは西日本豪雨によりまして、のり面の崩壊の土砂が納屋に流

れ込む建物等がございまして、そのほかカーポートとかですね、そのような家屋の被害の状況があったというところがございます。

続きましてですね、被害の程度のノウハウ、被害の調査の判定ノウハウについてでございますが、東日本大震災の折、全国的に研修が行われております。奈良県が主催する住み家の被害認定判定研修は毎年実施されまして、毎年参加をしておるところでございます。

それからですね、現在の様式と今回国の統一化になって、どのような違いがあるのかというところがございます。まずですね、現在、税務課が発行してまます様式につきましては、建物の被害の程度を示す証明書となっております、主に建物の保険請求に適用をされるものでございます。一方、今回の国の統一様式につきましては、住み家の被害の住む場所等がなくなった方の人的支援が主な目的となっております。

それとあと、統一様式と現在の様式との組合せはということでございますが、今回の統一様式に追加様式を組み合わせることです、要は大規模災害時にはこの人的支援と建物の被害の双方の証明が必要となってくることから、様式を一本化することは可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えさせていただきます。

様式の統一化、これは早急にすべきじゃないかということで、いつ頃までに変更されるのかという御質問についてなんですけども、一応今年の3月30日に内閣府のほうから都道府県知事に統一化の文書が出ているというところがございます。本町におきましても、今現在使っておる罹災証明につきましては、税務課のほうで今、仕事をしていく中で最善の作っていた様式なんですけども、先ほど答弁させていただきましたとおり、罹災証明につきましては国の様式、大規模災害が起こったときには各自治体からの応援が来ます。できるだけ同じ様式で迅速にできるようにということでございますので、追加項目等を利用して、いつまでと言われましたら、もう早急にという答弁になると思いますので、早急に調整をしていきたいと思っております。

それから、もう1点、小規模の災害の場合はどのような体制で罹災証明を出すのかという御質問だったのかなと思うんですが、これにつきましては、現在、税務課のほうで罹災証明を出していただいておりますので、これについてはこういう今までの体制で出していくというふうになるかと思っております。

以上でございます。

○議長

税務課長。

○税務課長

1点、漏れがございました。申し訳ございません。進め方につきましては総務防災課と十分に協議を行いましてですね、連携をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、被害ですね、これまで平群町が発行したのものに関しては物的なものが多かったと。人的は御答弁なかったんですが、人的がなかったというふうに受け止めていいんでしょうかね。それ、一応確認しますね。

それから、職員の皆さんが被害認定制度の研修に行かれて、そこで学んで、それで判定していくということですね。平群町でも物的被害、建物の被害ということですね。これは保険の下りる等々によって、これも使われますけれども、今度、国は人的支援も一番重要視して入れたということで、大変大事な罹災証明の発行になりますので、早急に調整していくということでもよろしく願いしたいと思います。

そして、小規模災害の場合は、先ほど申されました大規模災害では観光産業課や都市建設課等々と役割分担を決めてということでありましたが、小規模の災害ではこの調査も税務課でされると、今までの体制にされるということと認識をさせていただきます。

では、1点、今までの災害、人的なものは平群町ではなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

税務課長。

○税務課長

窪議員の御質問にお答えをいたします。

人的被害がなかったかということですが、近年におきましては人的被害はございません。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

幸いなことだと、建物も本当に後、被害受けられたら数年間かかって、また再建される場合もありますので大変なことだと思いますけれども、分かりました。

最後にですが、近年、大規模災害で罹災証明書の発行に手間取り、被災者が何日も何時間も役場に並ぶ姿をよくテレビ等々でも拝見をします。もうこれは本当にあってはならないことです。もしも、本町で災害が発生した場合を想定して、この罹災証明書の迅速な発行ができるよう、準備体制を早急に整えていただきますことをお願いをいたしまして、この質問は以上で結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

続きまして、窪議員の大きな2点目の御質問でございます。被災者支援システムを活用した全職員研修の実施についてについて答弁をさせていただきます。

その中でまず1点目でございます。被災者支援システムは、災害発生時における被災者に対する支援業務を一括網羅したシステムであると認識しており、災害対策本部の運営及び各担当部署がそれぞれの事務を遂行する上で欠かすことのできないシステムと位置づけております。また、本システムは災害時に被災者を支援するシステムであることはもちろん、混乱下における職員を支援するシステムであることも認識をし、重要な役割を果たすシステムであると期待しております。

続きまして、2点目の御質問ですが、災害時に有用な本システムについて、以前に職員研修を実施した経緯がございますが、議員御指摘のとおり、ほとんどの職員がその内容について熟知できていない可能性があることから、御提案のとおり、本システム活用研修について実施方法も含めて検討し、実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。本システムを知ることにより、地域防災計画におけます各役割分担の再認識を図れることと同時に、特別定額給付金支給事務でも活用したように、それぞれが運用する既存のシステムではなし得ない事務についても、本システムを応用することにより活用できる可能性もあるかも分かりませんので、このことについて役場内の各課に周知をしてまい

りたいと考えております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。災害対策本部の運営や各課のやるべきことを遂行する上で欠かすことができないシステムと認識していただいているということで、被災者の支援はもちろんのことですが、職員をも助けるものと正しく認識をされておられると思います。

今、課長のほうからもございましたが、平群町、このコロナ禍の中で特別定額給付金10万円、もう本当に奈良県下では一番先に、また全国の中でも本当に早く、西脇町長を中心に一日も早く町民の皆様届けたいという思いと同時に、電算の企業、ベンダーがなかなかこういうコロナ禍の中でシステムが改修できないということもあり、平群町ではこの被災者支援システムを活用するという判断の下に、もう5月の1日にですかね、皆さんのもとに来て、本当に一日も早い支給になったということは本当に高く評価したいと思います。

御存じだと思いますが、総務省の団体でありますJ-LIS、地方公共団体情報システム機構の7月号ですか、この月刊誌でも平群町は全国初でこの被災者支援システムを特別定額給付金事業に活用した事例が全国で紹介されて、多くのところから私も問合せを頂いております。

そこでですね、本町における具体的な業務を1点言っていただきましたが、災害だけではなくてこのような業務も使えるということを書いていただきましたが、平群町は運用稼働状況、全国では本当に一番先駆を切って進めていただいておりますことは高く評価します。住民基本台帳が毎日9時に更新され、また、家屋台帳も更新され、また、福祉子ども課の避難行動要支援ですね、福祉の関わる方々のデータも毎日更新されておりますが、そのデータで運用稼働状況にありますが、本町においては具体的な業務ですね、どのような業務をできるかということをお確認をさせていただきたいと思います。

そして、私が今回、職員の皆様の研修をと、最低1年に1回は実施すべきではないかと申しましたのも、このようなシステムであり、このように活用できるということ、どれだけ皆さんが知っておられるのかと思ひまして、また、熟知できない可能性もあると課長のほうからも今もありましたのでね、このような質問させていただき、数人の皆さんだけが知って、それを多くの若い皆さん、これから継いでいっていただく職員の皆さんがやっぱり知っていただかないと、今後、災害が起こったときに、いかにこのような運用稼働状況にあっても

使えないという事例も全国でたまに見受けられますので、このような質問をさせていただいております。年に1回ですね、このようなシステムの研修をすべきだと思いますが、その点、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

そして、この地域防災計画ですね。先ほども言いましたが、この大変分厚い地域防災計画の中にこの被災者支援システムのことが、私が見落としているのかわかりませんが、記載がされていないのではないかとと思うんですが、そこも御確認をしたいと思います。

それと、地域防災計画が今回、見直されました、平群町。ただ、このコロナ禍で避難所運営マニュアルも本当に分散避難等々がしないと、3密になりますのでね、そういうことも含めてまた改正しないといけないのかなと思いますが、この地域防災計画が見直しをされたことはどのような内容か。全職員の皆さんにはどのようにお伝えをされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

何点か質問いただきまして、被災者支援システムのまずは具体的なできる内容についてということでございます。

被災者支援システムで可能な業務といたしましては、まず被災者それぞれの基本情報、氏名、住所に加え、台帳としましては被災者台帳、被災者受入れ台帳、被災者住家等の台帳の一括管理が可能であると。また、関連するシステムとしましては、被災者の入退所情報を管理する避難所管理システム、それと救助物資等の出入庫を管理する緊急物資管理システム、それから仮設住宅への入居申込み抽せん処理を支援する仮設住宅管理システム、災害による犠牲者遺族を管理する犠牲者遺族管理システム、家屋の被害状況と併せ、倒壊家屋等の解体申請などを管理する倒壊家屋管理システム、そして、現在も活用しております避難行動要支援者管理システムで構成され、それぞれのシステムにおいて災害時における被災者に対する支援業務が網羅されているというふうなシステムと認識しております。

それから、続きまして、研修、1年に1回すべきではないかという御質問で、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。どのような方法で研修するのか。平群町はまだ幸いにも大規模災害というのはなかなかなかったもので、でき切れてない部分が大変でございます。そのために地域防災計画をもう一度見直して、それについても含めた研修を、どんなふうにやったらいいのかも含めて検討して進めていきたいというふうに考えております。

それと、地域防災計画にこの被災者支援システムが入っていないのではない

かということでございます。これにつきまして、私どももなかなか認識不足ということもございまして、その辺ももう一度、計画のほうを確認させていただき、対応していきたいと思います。

それから、地域防災計画の改修に当たって職員にどのように周知したのかということもございまして、一応、議員の方々にも配らせていただいたような改正したものです。それにつきましては課長級以上の者には配付しており、簡単な変更点につきましては周知しているというところでございます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、課長のほうから、この被災者支援システムは避難所、罹災証明の発行のみならず、本当に災害時にたくさんのシステム、職員の皆さんが個別でやらないといけないものを一つに網羅したものですので、本当に職員の皆さんを助けるというものであります。それと併せて、今回、特別定額でもこれを全国初で平群町が使ったことが大変多くのところから評価を頂いておりますが、平時でもこのシステムが使えると。この特別定額、システム改修、総務省にお願いしまして、この特別定額に改修していただくのが無料でしていただいておりますので、そういう点からもぜひともこのような先駆的にやっけていただいているものがね、しっかりと皆さんが知っていただきたいと。職員の皆さんが知らなければ運用できませんので、どうかよろしく願いをしておきたいと思います。

本当は全職員の皆さんで1年に一遍、この危機管理、平群町は災害がないと。今までは災害がなかったからといってこれからも災害がないという保証はどこにもありませんのでね、本当にその点は危機意識を高めていただき、総務防災課だけが防災の担当ではなく、災害発災時には町長筆頭に全ての皆さんが防災の担当職員になれるということは皆様も本当に御存じのことだと思っておりますが、どうかよろしく願いします。

今後、平群町においても想定外の集中豪雨や、また南海トラフ大地震がいつ起こるか分からない中、形式だけではなく実践的な研修の実施をしていただいで、本町の全職員の皆様がこのシステムの必要性を認識していただき、平時から危機意識を高めていただき、いざというときに被災者を助けるために活用できる体制を整えていただきますことをお願いをいたしまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

いやいや、まだある。

○10番

ごめんなさい、すみません。ありがとうございます。もうこれで終わったような感じで、すみません。じゃ、この部分につきましては以上で結構であります。ありがとうございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、窪議員の大きな3点目、御質問いただいております期日前投票所の拡充について、御答弁させていただきます。何点か頂いておりますので。まず、選挙管理委員長から委任を受けていることで御了承のほどお願いいたします。

まず、小さな1点目ですね。本町の投票率の推移をどのように分析していますかの御質問でございます。

各種選挙の投票率が年々低下していることから、投票率向上に向けた対応策の必要性について常に意識し、啓発に取り組んでいるところでございます。とりわけ期日前投票所の投票率が向上していることから期日前投票所の設置が投票率向上の一助となっているものと分析しております。

続きまして、小さい2点目です。投票所変更に伴い、移動手段も含め、どのような対応を検討していますかの御質問にお答えいたします。

投票所が変更となる一部の大字・自治会につきましては、選挙当日の午前1回、午後2回に町バスまたは公用車等で送迎を考えております。送迎を行う大字・自治会につきましては、今回、投票所変更で閉鎖とさせていただいた大字、鳴川、櫛原、福貴畑、久安寺、信貴畑、信貴山とさせていただきたいと思っております。

続きまして、小さい3点目の1項目め、期日前投票所のコロナ感染症対策をどのように考えていますかの御質問にお答えいたします。

期日前投票所につきましては、コロナ感染症対策の観点から、次回執行の選挙より、総合文化センターくまがしホールでも実施を検討しているところでございます。投票所内におきましては、飛沫感染防止ボードや順番待ちのエチケ

ットラインの整備など、距離や換気にも注意を払いたいと考えております。また、記載台や筆記用具等につきましても、定期的に消毒し、感染防止に努めていきたいと考えています。併せて、期日前投票管理システムの導入により、あらかじめ入場券に印字されたバーコードを読み取るだけで従来の受付と手作業による名簿対照の二つの作業が一度に可能となることから、受付に要する時間が格段と早くなり、待ち時間の短縮や投票所での滞留時間の短縮が図られ、感染防止が期待されるものと考えております。

続きまして小さい3点目の2項目め、大型商業施設での期日前投票所の拡充を検討すべきではないでしょうかの御質問にお答えします。

これまで選挙管理委員会におきましても、投票率低下の打開策として、大型商業施設として一番大きく収容が見込まれますイオンビッグでの期日前投票所の設置について検討してきたところですが、当町の有権者であることを特定するために必要な選挙人名簿を持ち出すことが不可能であることから、複数箇所での期日前投票所を設置することがこれまではできませんでした。

期日前投票所として検討しています総合文化センターが公共施設であることから、今回、期日前投票システムを導入することで役場本庁舎と総合文化センター間での選挙人名簿の共用が可能となります。今回、導入するシステムは役場本庁舎と公共施設でないイオンビッグ間での選挙人名簿を共有することが可能なシステムではありますが、公共施設以外との施設間でのシステム連動し、選挙人名簿を共有する場合、無線等による通信が必要となり、選挙がある、ないに関わらずランニングコストが必要となってまいります。併せて、イオンビッグにも施設の借用は可能であるかの確認をしましたところ、店舗内では投票所として活用できるスペースがないことから提供することはできないが、駐車場であれば借用が可能であるとの回答も頂いております。

屋外テントによる投票所の設置は可能であるんですが、急な天候悪化が生じた場合など投票所を閉鎖することができないことや、精密機械に不具合が生じた場合のリスクのほか、課題も多々あることから、総合的に判断してイオンビッグでの期日前投票所の設置につきましてもは難しいものと考えております。

それから、小さい4項目めの1項目め、投票管理システムを導入することにより具体的にどのような整備がなされますかの御質問であります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることを目的に、個人を識別するためのバーコードを付番した投票所入場券と名簿が同一であることの確認を行うためのシステム導入で、バーコードを専用機械で読み取ることで短時間で未投票であることの確認及び管理を行うことができ、これまでの受付と名簿対照を

スムーズかつ効率的に行うための整備となります。

小さい4点目の2項目め、本町の投票しやすい環境整備をどのように検討されていますかでございます。

期日前投票所及び町内10か所の投票所で投票管理システムを導入することで瞬時に受付可能かどうかの判断ができ、判断ミスや二重投票の防止につながり、スムーズに受付が可能となることから、投票に来られた方が安心、安全に投票できる環境整備につながるものと考えます。今後におきましても、選挙の意義や投票の重要性など地道に呼びかける啓発を行い、次回執行の選挙より投票所が変更となる大字・自治会があることから、当日の投票所の周知についてはもちろんのこと、期日前投票所の場所や投票時間などについても広く周知し、また投票所に応じたコロナ対策を視野に入れた環境整備にも取り組み、誰もが投票しやすい環境づくりを目指して、投票所の整備や運営の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

先ほどは失礼いたしました。大変思いが熱かったもので終わりかけてしまいましたが、それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

投票率ですね、年々低下していることは分かることでもありますけれども、やはり期日前投票所の設置が投票率の向上の一助となると分析しているというお答えでありました。そして、今回、いつされるか分からない選挙ですが、投票所が変更になって、6大字・自治会が本当に今までの投票所がなくなるということは大変、一番本当に難しい、間違っってそこへ行かれる可能性もありますのでね。それで、対応として公用車の送迎をするということであったと思っておりますが、これ、ちょっとバス等も使われるんですよ。もうちょっと具体的にどのように移動手段を確保するのか、お尋ねしたいと思っております。ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんので、お願いしたいと思っております。

そして、変更になられた自治会・大字の皆さんへ、周知はもうもちろんされてると思いますが、やはり時間が空いてると思っておりますので、次の投票所を知っておられるのか、そこが私も大変不安でありますので、間違っうことのないよう、さらなる周知をどのように考えられてるのか、お訪ねしたいと思っております。

そして、今の本町の役場の会議室ですね、そこを総合文化センターのホールでの実施を検討して、あらゆる感染対策をしていくと。ここではもう本当に3密過ぎてですね、西日本の豪雨のときも平群町でも大雨降りましたが、大変3

密でございましたので、これは評価をしたいと思います。

そして、近隣の自治体でも多くの商業施設でされてるところも増えてきておりますが、今、これまでは駄目だったけれども、今回の期日前投票システムの導入で役場と文化センターの選挙人名簿の共有が可能であり、大型商業店舗のイオンビッグでも可能であるけれども、イオンビッグに確認を頂いたら活用スペースがないと。ほかのところを見ましたら、やっぱり2階、3階というところでされてるというのも私も調べさせていただいておりますが、今回、平群のイオンビッグでは活用スペースがないが、しかし、屋外のテント等々で駐車場をお借りすると、丁寧にイオンビッグの方々も御対応していただいたと感謝申し上げたいと思います。しかし、外でする場合は天候や機器のリスクがあるため、総合的判断してイオンビッグでは期日前投票は難しいという御答弁であったと思います。

これを無理やりにとすることはできないのは理解はできます。そこで、大変残念ですけれども、残念ですので、これだけで終わるのではなく、それであるならば、1か所だけではなく他の公共施設も検討することも必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

そしてシステム、国の第2次補正予算を活用していただいて、このシステムで大変利便性が良く迅速な受付、また、ミスなど防止につながり、スムーズな受付が可能となるということは評価をしておきたいと思います。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、何点か質問いただきまして、まず最初に、送迎の具体的な内容ということですが。

今回変更になった、いろいろ大字があるんですけども、基本的には投票所になるところへ送っていくんですが、町バス、これも使う予定をしております。ただバスですんで大きい車です。鳴川、櫛原、基本出迎えに行くのは今まで投票所があったところへというふうには考えておりますので、例えばなかなか櫛原の集落センターまで町バスというのは難しい部分もございますので、その辺は公用車、大きなワンボックス車とかね、その辺を駆使しながら、併せ持って送迎したいというふうには考えております。

あとは変わられた、今回、次の選挙執行があった場合に投票所が変わる自治会への周知をどのように考えているのかということでございます。

これ、変わるときにその自治会へも行きまして、意見も聞き、ある自治会については総会というようなところへも出て話もさせていただいて、一応了解を

得たということで変わったことの回覧、周知をさせていただきました。さらに今回、中央公民館がなくなって総合文化センターに投票所が変わる自治会もございます。こういったところにも全て、そういったふうに変わりますということについては、自治会長を通じてお話しに行つて周知もしているところですが、議員さんおっしゃるとおり、次の選挙がいつあるのか分かりません。それまでには空白時間がありますので、ふつと行かれたら今まで行った投票所へ行ってしまったということがないように、選挙の状況も見据えて再度やっばり周知はしていきたい。特に回覧が有効やという話も聞いたりもしますが、その辺はまた内部で検討の上、周知はしていきたいと考えております。

それから、期日前投票所のことなんですけども、他の公共施設ではできないのかということで、例えば、そら南のほうで言えばプリズムめぐり、こういうのも考えられるわけなんですけども、大型商業施設というのはやっぱり買物行ったついでにやるという利点があるということで、よくほかの自治体でも聞くに及んでおるところなんですけども、公共施設でしたら「いや、わざわざ行かんなん」というふうなことになるということもございます。今、今回、まだ検討段階なんですけども、期日前投票を総合文化センターでやろうと。仮にもう1か所、プリズムめぐりでやるとなつても、そんなに距離的には変わりはないのかなというふうな、現在、我々の考えなんですけども、そういった中で議員おっしゃられたとおり、他の公共施設への期日前投票につきましては今後の課題にしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今まで投票所であったところがなくなるということで丁寧な周知をしていきたいということですが、本当にありとあらゆる周知で1人も間違いのないようお願いしたいと思います。

そして、町バス、公用車等々ですが、選挙当日ずっと一日中出てるわけでもないのかなと。もうその時に乗れなかったら行けないと、このようなことが発生しないかなということが大変危惧するところですので、しっかりとその体制は早急に、やはり慎重に早急に対応をね。これで投票率がまた落ちたということになれば、本当にとんでもないことだと思いますので、この点どうかよろしくをお願いしたいと思います。

そして、大型商業施設での期日前投票所の拡充ができないということが今、言われましたので、難しいということではできないと、まして、イオンビッグさ

んがそのように丁寧な御回答を頂いてますので、ですので、やはりしっかりと。私は、やはり買物に行ったついでにという感じで、それが投票率を上げるのではないかということで、大変便利になったと。天理市でも天理の駅前ですと、施設がありますのでね、そういうところでされて、大変学生の皆さんもされるようになったとかいうのをお聞きしてますので、できる限り大型商業施設の店舗の、できないということであれば、じゃあ平群町では何ができるのかということをしつかりと、検討課題ということですが、すぐにはできないかも分かりませんが、検討をしつかりしていただくことをお願いしたいと思います。投票率が低下する中、投票したくてもできないということのないよう、誰もが投票しやすい環境づくりに努めていただくことをお願いしまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

11時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時01分)

再 開 (午前11時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号2番、長良君の質問を許可いたします。長良君。

○2番

議席番号2番、長良俊一です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは始めさせていただきます。1番、公立学校教育の充実についてです。

公立学校教育の充実については、平群町で子育てをされている方々にとっては大変重要な問題であると考えます。多様化の中に個人を尊重し、個性を生かしながら集団行動を学ぶ、大変大事な成長期と思います。

また、新学習指導要領の改訂などから教育環境を変革しながら、先生方の働き方改革など問題は多岐にわたっていると考えます。今年度はコロナ感染症の影響から学校運営は大変な影響を受け、特別活動の中止・延期、夏季休暇の短縮など、生活を一変させてしまいました。また、GIGAスクール構想の観点からICT環境の整備が急務になり、それを活用するための勉強もしなければ

なりません。教育環境の充実を図るためには、取り組むべき課題が山積しているように思います。

平群町の教育環境を充実するに当たり、地域になじんだ取組が必要と考えますが、学校ボランティア、G I G Aスクール構想などの取り組んでいただいている状況をお聞かせください。また、コロナ禍の影響から最終学年度における特別活動の中止・延期の代替え案があればお聞かせください。

2点目は、町道路線の維持管理について。

道路整備は町民生活において大変重要な課題と考えます。古くから使われている旧道などの拡幅工事はなかなか進むものではありません。しかしながら、道の整備は動線として大変重要で、住みやすさの基準の中心になっていると思います。道路整備が進むことにより、宅地造成が進み、人口減少の歯止めの一翼を担うと考えますが、御見解をお聞かせください。

3点目は、空き家対策についてです。

人口減少が進み、平群町の空き家対策はなかなか解消できない状態が続いています。各議員の先生方の質問で取り上げられた施策を考慮し、解消に向けて努力されていると感じますが、変化がありましたらお聞かせください。また、新しい施策を考えているのでありましたら、お聞かせください。

続いて4番目、コロナ禍における災害対策の取組についてです。

人命や社会生活に影響を及ぼす点については、新型コロナウイルスは新たな災害でもあると考えます。7月には豪雨による災害も発生しており、今後起こり得る局地的豪雨や地震など自然災害が発生するなど、複合災害等への備えが必要になってまいります。このような今まで経験したことのない状況下で、住民の皆様は大変不安を感じられていると考えますが、住民の皆さんが安心、安全と感じていただくことが平群町で長く暮らしたいと思っただけの重要な部分であると考えております。

行政として、住民の皆さんが平群町に安心して安全に暮らしていただくために様々な取組を行っていただいていることは存じております。直近では平群町新生児出生特別定額給付金の給付をいち早く取組もされています。このコロナ禍において新たな生活スタイルの確立が求められている中、避難所の一つにおいても3密を回避する感染症対策を新たに求められています。そこで現在、災害救援等も含め、住民の皆さんが安心、安全に暮らしていただけるよう、1月からどのような取組をされてきたのか、お聞かせください。

続いて、産業支援についてです。

新型コロナウイルス感染症対策での地方創生臨時交付金において、第1次では中小企業等事業継続支援金の支給、悪質商法等に対する生活支援、引き続き、

第2次ではプレミアム商品券の発行、中小企業等事業継続支援金の拡充、道の駅くまがしステーション業務継続支援等、平群町で生活を営み、事業継続を模索されている方々を支援していただいていると感じています。暮らしを守る生活支援、事業者への継続支援、新しい生活様式への環境整備など、昨今の生活状況を鑑みると落ち着く気配を感じられません。平群町の基幹産業である農業も大きな打撃を受けたことと思います。地元の観光資源を生かし、注目を集めるチャンスにするためにも町独自のアピールが必要と考えますが、今後の見通しについてお聞かせください。

続いて、最後にコロナ禍における行政情報の発信と広聴についてです。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染症の影響から、3月議会、5月臨時会、6月議会、8月臨時会など様々な案件がありました。残念ながら町主催の行事が軒並み延期、もしくは中止され、町行事にも多大な影響を強いられている状況が続いていると考えます。日常生活が以前の暮らしに戻るまでには、たくさんの難所が待ち受けていると思います。また、新しい生活スタイルの確立を模索し、安心、安全な暮らしを平群町に住んでおられる方々に提供することが町行政にとって重要課題と感じています。これからの様々な角度から行政サービスが転機になり、平群町に住み続け、満足していただけるチャンスになると思います。しかしながら、喜んでいただけるまちづくりには、行政からのメッセージだけではうまく進むことはありません。町民の皆様の声に耳を傾け、実行し、町民の皆様の御協力を頂くことにより、早いスピードで解決していくことができると感じてなりません。

そこでお尋ねします。このようなコロナ禍においては、これまでのまちづくりとはまた違った角度で住民協働、住民参画が必要になってきていると思います。例えば、現在まちづくりの重要な担い手である自治会においては、コロナの影響から活動そのものが自粛、制限され、普段のように活発な活動ができていない状況が続いています。そのような町民の皆様からの意見や要望をお聞きし、また情報を発信し、行政サービスにつなげていくにはどのような体制で臨まれるお考えか、お聞かせください。

私、この9月議会において、1月から始まったこのコロナ禍、何としてでも町発信でいいまちづくりをと思い、この一般質問を考えさせていただきました。どうか皆さん、いい答弁をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、長良議員の1項目めの公立学校教育の充実についてお答えをいた

します。

1 点目の学校ボランティア・G I G A スクール構想などの取組状況はとのお尋ねですが、まず学校ボランティアに関しては、本町では地域全体で学校教育を支援し、子どもたちを育てていくことを目的に、学校地域パートナーシップ事業を展開しており、地域住民の皆さんや学生ボランティア、民生委員、長寿会の方々が学校の授業や見守り活動、環境整備などの多種多様にわたる学校運営に御協力を頂いています。子どもたちにとっては多くの地域の方々に支えられていることを実感し、地域の教育力の向上につながっており、平群町の教育環境の充実にも大きく寄与しているものと考えます。

次に、G I G A スクール構想の取組であります。学校 I C T 教育の環境整備を進めており、児童・生徒への 1 人 1 台の情報端末の整備に関しては、教職員も含め全体で 1, 3 0 0 台ありますが、その内、町整備分の 5 0 0 台のうち 1 5 0 台が 7 月の 1 3 日に納品され、残り 3 5 0 台と県調達分 8 0 0 台は 9 月末までに納品される予定であります。

次に、校内 L A N 整備につきましては、8 月にプロポーザル方式により事業者を決定し、現地調査や機器の調達に着手しており、早期の運用開始を目指してまいります。併せて、I C T 教育の強化事業として各学校の普通教室に大型電子モニターの整備を進めております。

次に、コロナ禍の影響から、最終学年度における特別活動の中止、延期の代替え案はとのお尋ねでございますが、今年度は新型コロナウイルスの影響で学校の授業、行事など、中止、延期、変更を余儀なくされています。

まず、運動会につきましては、中学校は規模を縮小しての実施、小学校は従来の運動会としては実施しないで、平日に半日程度でスポーツ発表会的な内容で実施し、保護者の参観は基本お控えいただき、集団競技は避けたプログラムの実施を予定をしております。修学旅行につきましては、中学校は長崎方面への修学旅行は中止と決定されました。小学校は広島方面への修学旅行は中止し、代替え案を検討中ですが、最終的な実施決定までには至っておりません。また、野外活動や遠足、社会見学などについても、泊を伴わず日帰りで行ける近距離の範囲で実施を予定をしております。

コロナ禍で今後の状況、先行きが見通せない中、第一義には児童・生徒の健康、安全を確保し、少しでもリスクのおそれが予想される場合は可能な限りリスクを避けることが必要であると考えており、引き続き状況の変化に応じて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議 長

長良君。

○ 2 番

ありがとうございます。学校教育というのは、やはり平群町にとって肝だと思えますので、これからも一層御努力どうぞよろしく願いをいたします。

あと、中学校の修学旅行中止に伴う代替え案が何かあるのか、お聞かせください。お願いします。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

中学校の代替え案ですけれども、中学校につきましては3学期の入試の時期が終了した後にバスで日帰りで何か思い出づくりができないかというようなことも学校で聞いておりますので、今後検討していく予定でございます。

以上でございます。

○ 議 長

長良君。

○ 2 番

最後に教育長にお願いがあるんです。私、今回の夏休みの期間が縮小になりました。ほかの市町村もやはり同じように活動してる中でね、やはり平群町が子どもにこうやって、今、答弁いただいたようにいろんな角度を持ってやると。また、教育長は学校の校長先生の御経験もあり、教育者、指導者の観点から見ても、やはり働き方改革、いろんな形で、いろんなほかの市町村と違った観点から導けるいっぱいの可能性があると僕は、教育長、思っております。どうか来年度春以降に新しい施策をとというのがあったら、お答えしていただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○ 議 長

教育長。

○ 教育長

ただいまの御質問ですけれども、来年度以降の施策ということでコロナ禍の状況がまだ現在全然見えておりません。ですから、そういうようなことを踏まえながら、いろいろ考えていきたいと思うんですけれども、差し当たって、先ほど議員がお述べのように学校行事は軒並みに中止、延期となっております。学校行事は学校の学習活動に本当にめり張りをつけるような活動でもありません。また、各教科では学べないような、いわゆる数字で測ることができないような非認知能力を高めるというふうなところもございます。可能な限り3密を

避けることによって学校行事を充実させていきたいなと思っています。取りあ
えずコロナ禍の収束を待ってということで、よろしくをお願いします。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

どうもありがとうございます。この公立学校教育の充実についてはこれで結
構です。ありがとうございます。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

2項目めについてお答えします。

本町の道路整備については現在、国の社会資本整備総合交付金などを活用し、
主要幹線路線の拡幅及び歩道設置や既存歩道のバリアフリー化、橋梁長寿命化
修繕など、様々な道路整備を毎年、予算の範囲内で実施しているところです。
また、道路維持管理につきましても毎年多くの要望書が自治会から提出され、
地域の生活に密接な関係のある生活道路の要望は非常に住民ニーズが高いと認
識しており、迅速な対応に日々心がけているところです。

議員御質問の道路整備が進むことで、接道要件等の課題が解消され、周辺土
地の土地利用が一定進むこともございます。また、都市計画上用途も関係しま
すが、都市計画道路や主要幹線道路の整備はまちづくりや地域の発展に重要な
役割を持っていると考えます。今後につきましても、必要な財源を確保し、安
全かつ円滑に移動できる道路整備を引き続き進めてまいりたいと考えておりま
す。

以上でございます。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。僕がなぜこういう質問をしたかといいますと、やは
り、駅周のことや、やっぱり道造りというのは人口を守っていくという意味で

は大変重要な課題やと僕は思っております。このお答えの中でね、やはり優先順位あると思いますが、これからも道造りは人づくり、そのつもりで、申し訳ないですけども道路整備、どうぞよろしく申し上げます。この質問はこれで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

3項目めについてお答えをします。

空き家対策につきましては今年の3月議会でも御質問いただいております。空き家の利活用や適正管理につきましては、町広報紙やホームページにより広報しており、また、各自治会にも空き家の情報提供を依頼しているところです。管理の良好な空き家につきましては、利活用を促進するため空き家バンクの登録勧奨を行っています。また、空き家セミナーを斑鳩町との共催で毎年実施しているところです。

状況変化につきましては、本町の空き家は、平成25年度空家実態調査で543戸、令和2年公表の平成30年住宅・土地統計調査で専用住宅空き家が510戸となっております。また、空き家の適正管理依頼件数が、平成30年度33件、令和元年度41件、令和2年8月末21件でございます。増加傾向でございます。所有者に対し、空き家の適正管理の依頼を随時行っているところです。

適正管理の困難事例といたしまして、所有者が故人で相続登記が行われていない場合など、相続人全員を特定することが困難で、対処に時間を要することもございます。今後、少子・高齢化が進行し、この傾向が一層高まると推測され、懸念をしております。空き家をめぐる問題や課題、相続に関する情報、住まいの管理方法や活用方法など、分かりやすく啓発しなければならないと考えています。

新しい施策とのことですが、現在取り組んでいる空き家バンク制度は、利活用することで老朽空き家の増加をストップさせる有効な対策と位置づけており、掲載内容の充実を行い、不動産会社との連携等により、空き家の有効活用、定住促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長

長良君。

○2番

御答弁ありがとうございます。500件余りの空き家、いろんなところで、役場は分析し、いろんな考え方を持って施策を打ってられると思うんですけれ

ども、ほかの市町村に比べて僕は、課長に失礼でもあって申し訳ないんですけども、今度はもう紙の上の問題からどんどん汗をかいていってもらって、情報発信して、ほかの不動産屋さんのような仕事もやっぱりせんあかんような、それぐらいしないと、ほかの市町村に流出する人口を防ぐことができない。やっぱり行政というのは、この紙の上で数字を計算する以外に一步踏み込んだ、現場に汗をかきながらボランティアを募る、そんな社会運営がこれから必要になってくると思います。どうか都市建設課のほうで住宅、道路並びにまちづくりに一生懸命邁進していただけるように、どうぞよろしくお願いします。

この質問はこれで結構です。ありがとうございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

長良議員の大きな4点目、コロナ禍における災害対策の取組について御答弁させていただきます。

災害が発生した場合でも住民の皆さんが安心して暮らせるための取組として、継続的に防災備蓄品の確保に努め、品目を増やしながらその強化を図ってまいりました。液体ミルクの備蓄や災害時バンダナの作成はその一つであり、マスクについても必要量を確保できました。現在は、コロナ禍における避難所運営のための必要備品の購入を進めておるところでございます。

併せまして、防災行政無線の情報が確実に届くよう、電話応答システムの導入と視覚、聴覚に障害がある方、土砂災害特別警戒区域内に居住する必要な方につきまして、数に限りはありますが、戸別受信機の無償貸与も開始し、現在申請を受付けしているところでございます。

さらに現在、ハザードマップの地域詳細版を作成中で、地域の中で防災計画や防災マニュアル、警戒マップの作成に役立てていただき、自助共助の醸成につながればと考えております。

災害援助とは別に、住民の皆さんの移動手段確保と公共交通の安定的な運行のため、8月11日からコミュニティバスの無料運行を開始し、ICカードシステムの設置、路線バスを含めたバスロケーションシステムの導入、車内の抗菌、消毒作業等の感染症対策も徹底し、安心して利用いただける環境整備に努

めているところでございます。

最後に、特別定額給付金の支給事務におきましては、このコロナ禍における住民の皆さんの不安を少しでも払拭できるよう、いち早く支給し、その支給率は99.9%に達し、その事務を終えました。現在その給付金は、給付金の基準日、4月28日以降に出生された新生児における給付金事務を町独自で引き続き実施しています。

今後におきましても、このコロナ禍におけます住民の皆様不安を少しでも取り除き、安心して平群町に暮らし続けていただけるよう、スピード感を持って引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

長良君。

○2 番

御答弁ありがとうございます。

再質問させていただきたいんですけれども、このコロナ禍で、6月、8月でしたか、臨時でいろいろなものを用意する準備をしていただいたと思うんですけれども、それは総務防災課において、コロナ禍や災害があったときも同様にみんな使っていただけるような準備やというふうに解釈してよろしいですか。答弁お願いします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

この間、臨時議会等で補正なり出していただいた部分でございます。これ、いろいろ可決いただきまして、今、鋭意入札等の作業をしながら進めて、いろいろな準備ですね、避難所におけるグッズも含めて準備しているところでございますので、頑張ってまいりたいと思います。

○議 長

長良君。

○2 番

災害やいろいろな、このコロナ禍も僕も質問の中で本当に大きな災害だと思います。皆さん、他の市町村に比べて何もかも今、行政の方々や本町の皆さんはスピーディーに対応していただいているなど僕は感じております。これからも引き続き、防災の面についても、また周知徹底する総務の面においても、皆さん、町民の方々が、やっぱり総務の人らいろいろなことをやってくれてるんやなと思ってもらえるように、終始、皆さんに届きますように、どうぞ頑張ってや

ってやってください。どうぞよろしくお願いします。

私の質問はこれで結構です。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、大きな5項目めの産業支援についてと地元観光資源を生かした町独自アピールの今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、奈良県では近年増加傾向で推移してきた国内外の観光客数が減少し、観光産業関連の打撃が県内経済及び県内観光地に与える影響は大きく、本町の観光拠点であります信貴山朝護孫子寺や道の駅大和路へぐりくまがしステーションにおきましても影響が出ている状況にあります。当分はコロナ発生以前の状態に100%戻すことはできないと考えるべきで、観光振興を図るには、議員のおっしゃられたとおり、観光客、受入れ側と共に、国が示した新しい生活様式を踏まえた上で新しい観光を確立する必要があると考えます。

本町としましては、これからは国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、町単独だけではなく地域が一体となって、新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した整備を行っていくことが重要と考えています。

そこで、地元観光資源を生かした取組の一つとしまして、NPO法人信貴山観光協会と近隣5町と連携した聖徳太子御遠忌1400年に向けた取組や、観光地域づくり法人(DMO)が中心となって観光地及び近隣市町村と連携して、各地域の名所、自然、歴史、文化、食、体験、イベントなどの観光資源を広域的に巡る誘客多角化のための魅力的な滞在的観光コンテンツの造成や観光商品づくりに取り組み始めてるところであります。これらの連携により、国、県の補助金の採択を受けやすいことや、コロナと共生する旅行として需要の戻りが最も早いとされる日本人の国内観光事業に早く対応できるといったメリットもございます。

一方で、コロナ禍における当町の基幹産業である農業への支援についてですが、今年3月からの緊急事態宣言による自粛期間において、主要農産物の中で小菊とブドウにつきましては出荷時期と自粛期間があまりかぶらなかつたこと

もあり、影響は軽微であったと聞き及んでおりますが、バラ、イチゴについては入学・卒業式、歓送迎会等の自粛や輸出の停止等によって影響があったと聞き及んでおります。それに対する支援についてですが、現在、国の支援策が手厚く示されているところであり、当町においても、それらの情報を適宜ホームページや広報紙で発信し、団体などから要望があれば説明会を開催するなど、積極的に推進してるところです。

具体的な支援策の一例として、前年比の売上げが50%以上減少している農業者を対象とし、その減少額を法人で上限200万円、個人で上限100万円まで助成する持続化給付金や、2月から4月までの自粛期間においての出荷で影響を受けた農業者を対象とし、今年度の営農を支援するため、経営面積に応じて10アール1,000平米当たり5万円から80万円を助成する高収益作物次期作支援交付金などの支援策を実施しております。

持続化給付金については、国の直轄事業で詳細はまだあまり公表されておりませんが、8月末現在、日本全国で中小企業事業者や農家も含めて312万件の申請があり、給付額は4.1兆円となるとのことです。高収益作物次期作支援交付金につきましては、奈良県が事業主体として実施されており、第1回目の申請期間が8月21日で締め切られているのですが、平群町においては60件の農家から申請があり、給付金額は約8,700万円となる予定です。今後も状況に応じて、農業者や各種団体から要望があった際は、国、県と連携しながら、それらの支援の活用を積極的に推進していく所存でございます。

以上でございます。

○議長

長良君。

○2番

御答弁ありがとうございます。私、バラ園をしてる1人として、本当に役場の皆さんには手伝っていただいて感謝しております。この基幹産業である農業を、また引き続き行政のほうで応援していただきますよう、どうぞよろしくお願ひします。

この質問はこれで結構です。ありがとうございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、続いて御質問の6項目め、コロナ禍における行政情報の発信と広聴についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、その予防対策の徹底と脱コロナに向けた共生のまちづくりといった新たな生活スタイルの確立が求められております。本町においても、このコロナ感染症対策としてはスピード感を重視し、できるだけ早期に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できるよう、独自の支援策を打ち出したところであります。

そこで、議員御質問のコロナ禍における行政情報の発信と広聴についてであります。現在、町の情報発信については、一つ、町広報紙、二つ、町公式ホームページ、三つ、フェイスブックやツイッターといったSNS、四つ、報道機関を通じた発信となっており、今後もこれらを十分に活用し、住民の皆様にとって有意義な情報発信に努めてまいります。特にホームページについては今年度中のリニューアルを予定しており、タイムリーかつ効果的な情報提供に努めてまいります。

また、広聴についてであります。町の広聴活動には住民説明会や総代自治会長会議、行政出前講座や、人権問題地区別懇談会といった懇談会、座談会的なもの、町長への直通便、i n f oメール、パブリックコメントなどの住民の皆様から直接提案的なものがあります。コロナ感染症の収束がいまだ見込めない状況下において、多くの人を集めて実施する懇談会的な広聴活動には制約がありますので、その開催方法、動画配信やオンライン会議なども含めてですが、その対応について、インターネットやSNSの活用も含めて、新たな広聴活動につなげてまいります。

コロナ禍において自治会活動が自粛、制限される中ではありますが、行政と住民の皆様との隔たりが決して生じることのないよう、また、新しい生活様式を踏まえながら、第5次総合計画の基本理念であります「行政と住民の協働によるまちづくり」に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

長良君。

○2 番

御答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

コロナ禍のこの大変な状況において、各自治会の活動が自粛、制限されているが、行政としてはどのようなまちづくりを進めていきたいと考えられていま

すか。

もう一つ、コロナ禍における自治会活動に対する町の進み具合、どうぞよろしく御答弁お願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えいたします。

コロナ禍におけるまちづくりの考え方でございます。各自治会におきましては、コロナ禍の中で自治会活動の実施について大変苦慮されていると、そのように推察するところでございます。第5次総合計画におけるまちづくりの基本的な考え方として、行政と住民それぞれが、それぞれの役割を担いながら共にまちづくりに取り組む姿勢を明確にしているところでございます。そのような基本的な考え方の下で、コロナ禍において各自治会が新しい生活様式を踏まえながら、それぞれの地域において自主的に展開される事業、そういうのがありましたら、行政に対しまして御相談なり御要望があったときには、行政としまして、側面からではございますけれども支援をさせていただきたいと、そのように考えております。

それと2点目ですけれども、コロナ禍における自治会活動に対しての町の考え方でございます。新型コロナは短期間での収束が見込めず、長期的な感染防止対策を行う必要があります。そのようなことから各自治会におかれましては、各種行事や活動実施の緊急性について再度御検討いただき、その上で活動される際には、引き続き3密を避けながら基本的な感染症対策をしっかりと行っていただきたい、そのように考えるところでございます。

○議長

長良君。

○2番

御答弁ありがとうございます。僕は今回9月議会において、このコロナ禍における政策、また教育全般でいい反省をし、コロナ収束に向かってないけれども、収束に向けて次の準備を、やはり町長の下でいろんな形で発信し、元気ある、やっぱりここに住んでよかったとと思っていただけるようにと、今回9月期の質問を考えました。

町長に最後、お尋ねしたいんですけれども、やはり町長の名の下で全て行政発信していく以上、最後、旗振り役としてね、やはり来年の3月までに何もかも、次、12月のときに質問したら大体決まっているとか、こういうふうな形でビジョン、夢があるんやというのがあれば、せっかく町長になられてね、こ

んな1年間コロナばっかしでね、自分の夢という、それに進んで町民に喜んでもらいたいというのがあれば、最後、お聞かせ願えますでしょうか。どうぞよろしくをお願いします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、長良議員の質問にお答えさせていただきます。

今、コロナ禍の中で町が主催する事業についてはほとんど中止とさせていただいています。また、自治会活動につきましても自粛されているというふうに聞いております。住民協働のまちづくりということで、町民に対しては情報発信、これについてはしっかりやっていきたいというふうに考えております。今後は広報・広聴活動についても、町の情報発信についてはしっかりとして、コロナ禍に負けないしっかりしたまちづくりをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

どうもありがとうございました。これからも一層、皆さんの御協力によって、まちづくりをやると思っていますので、これからもどうぞよろしくをお願いします。今日はありがとうございました。

私の一般質問はこれで終わります。

○議 長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時56分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○ 6 番

それでは、大きく3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目、町民全てを対象にしたプレミアム商品券にということで、新型コロナウイルス感染症対策の第2弾として、平群町でも暮らしを守る支援策の一つとしてプレミアム商品券の発行が行われますが、この間のいろんな臨時議会あるいは説明のときもそうでしたが、基準日を設けて案内を送って、コンビニやネットでのクレジット決済で、後日、商品券を郵送で住民宅にお届けするというふうな説明がありました。しかしながら、全ての住民が対象とするのであればですね、この基準日以降にも当然平群町の場合、転入されてこられる方もいらっしゃると思います。あるいは新たに生まれることによって町民となる子どもたちもいるわけです。そういう意味では、そういう方たちもせっかく平群の町民になったのであれば、その対象としてやっぱりこの制度を使えるようにしていくべきではないかということで質問させていただきます。ぜひよろしく願いいたします。

2点目については、全ての小中学校や学童保育所、あるいはこども園の水道のカランというんですか、今現在、ひねって出す水道の扱いとなっているんですが、これを非接触型にということで質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染予防対策の一つとして、現在様々な公共施設や大型店舗など、トイレ等で設置をされている水道のひねるカランを非接触型、今、多くのところで手をかざせば水が出てくるというようなものが結構見受けられます。そういう意味では、そういうものに順次計画を持って、とりわけ子どもたちが生活をする学校、施設、あるいは学童、あるいはこども園のところで計画を持って交換していくことで感染防止を進めていくということとともに、これは結構、水道代の節約にも私はつながるといふふうに考えていますので、どのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

3点目については、新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策についてということで質問させていただきます。

テレビなんかでもよくこの報道はされているんですが、秋から冬にかけて新型コロナウイルスの感染症とインフルエンザが同時流行するおそれがあるということから、日本感染症学会は診断や治療についての指針をまとめ、提言したとされています。平群町においても同時流行に備えた対策、対応をどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

以上3点について、明確な御答弁よろしく願いいたします。

○ 議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

植田議員の大きな1項目めの町民全てを対象にしたプレミアム商品券に、基準日以降に転入や出生によって町民となる方々についても対象とすべきではないかという御質問にお答えいたします。

本町は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている町内の経済循環及び地域商業の活性化を推進するために、新型コロナウイルス感染症に対する独自支援策の第2弾として「プレミアム付商品券」の発行事業を決定し、9月号広報折り込みチラシ内で告知させていただいたところであります。現時点での事業実施決定事項としましては、町民全員を対象にプレミアム率100%で、全店舗共通の1,000円券4枚と、個人商店のみで使用可能な500円券2枚のワンセット当たり、額面金額5,000円分につきまして、町民の方には2,500円で買っていただくと。最大2セットまで買っていただけることができるという商品券でございます。よって、その発行冊数は3万8,000セットで、発行総額1億9,000万円とするものです。

販売方法は、11月初旬頃から商品券引換はがきを全住民お一人お一人に郵送しまして、11月初旬から令和3年1月中旬頃までの期間内に町内で数か所の引換はがきと商品券の販売の場所を設けて、引換はがきによる商品券の交換と、それと、その商品券での店舗での利用をできるように予定しておるところです。商品券の販売場所及び商品券の使用可能店舗につきましては、現在調整中でございます。

議員の提案される基準日以降に転入や出生によって町民となる方々も対象に加えることにつきましても、今回につきましては10月1日ぐらいを基準日にしまして、その時点で住民基本台帳から住民お一人お一人の住所と氏名を抽出してはがきを印刷するということですので、その基準日については設けませんが、商品券販売期間内における転入、それから出生届の際に住民生活課の窓口でプレミアム付商品券と観光産業課の窓口を紹介してもらいまして、引換はがきの発行、もしくはその場で商品券の販売を行おうと考えています。また、住民生活課の転入者、出生者リスト等の突合を行いまして、漏れのないように実施するよう考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

ありがとうございます。10月1日、基準日以降であってもそういう転入者あるいは出生者に対して、町としてもプレミアム商品券を購入できる機会を設

けるということで御答弁いただいたと思います。そういう意味では非常に平群町としての住民に対する思いというのはすごくよく分かります。

そこで、もう少し。転入者についてはね、どなたが来られるかというのは分からない部分はあると思うんですけども、出生については今現在、平群町でそれを待っておられる方なんかもいてるので、そういうところには分かりやすい広報というんですかね、この日までに出生届を出してもらえばその対応ができますよとかというふうなことも含めて丁寧な案内をしていただきたいなと思うんですけども、そこで、もう1点ね、その引き換える限度日と言ったらおかしいんですけど、使えるのは一応1月中旬までということで商品券の期間はあると思うんですけども、転入されてこられて、その引き渡し、直接そこでやり取りするのを、言わば引換え日と言いますか、その商品券を使える期間ぎりぎりぐらいまでを考えておられるのか。基本、プレミアム商品券を購入するかどうかはその方本人が決められることですので、できるだけぎりぎりまでそういう期間も持っていて、対応していただきたいなと思うんですが、その点2点、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、基準日以降に転入あるいは出生された方についての広報なんですけど、それについては、もう必ず住民生活課の窓口へ来られますので、そこでチラシ等お渡しして、それと観光産業課の窓口に行ってくださいということで案内してもらいます。そこで、詳しい説明と当然そこでもできるだけ商品券をその場で買えるようなことも含めて対応したいというふうに思ってます。

来年1月中旬頃までに商品券が利用できるということで、そのぎりぎりまでということで、利用できるよということなんですけど、それについては、ちょっと事務的にどの程度の余裕が必要なのかということがまだ詰められてませんので、思いとしましては、できるだけ1月中旬のぎりぎりまでですね、基準日以降に転入、出生された方も使えるようにはできる限りの努力はしたいと考えてます。

○議長

植田君。

○6番

できるだけ使ってもらえるような状況はつくりたいということですので、ぜひお願いいたしたいと思います。

私が聞いたのは出生届というのは今現在というか、平群町でもそういう妊婦

の方とかがいらっしゃると思うんです。その方たちにもいついつまでに出生届を出したら、それも対象になりますよということをちょっと事前に言ってあげるのもいいのかなというふうに思ったんです。10月1日と届いたところは分かるんですけども、まだその時、妊娠中で、お腹にいてる子どもがその対象になるのかならないのかというのが分からない場合もあるので、もし、この日までに出生届を出された方はその対象になりますよというようなちょっと親切な案内もしていただけたら、より。ある意味、出生届をね、生まれてすぐに出しはる場合、一応2週間という多分、期間はあると思うんで、それで超えてしまって使えなかったという状況も出るかもしれないということも含めて、そういうちょっと丁寧な案内もしていただきたいというふうに思いますんで、そこら辺はぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

この件については以上で結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、植田議員の2項目めの全ての小中学校や学童保育所、こども園の水道カランを非接触型に交換をについての御質問にお答えをいたします。

現在、各学校、こども園で子どもたちが主に使用する水道蛇口については、平群小学校のトイレの手洗いには自動水栓を設置していますが、その他の学校に関しましては大半が従来のハンドルタイプの蛇口で、こども園に関しましては、レバータイプの蛇口となっています。今年度に着手している南小学校のトイレ改修におきましては、限られた予算の範囲内で便器の洋式化や配管などの老朽改善を優先しつつ、トイレの手洗い場の蛇口に非接触型の自動水栓を設置する予定をしております。

各学校・園の蛇口は全部で580か所もあり、設置箇所はトイレだけでなく、廊下や園庭、校庭、体育館など多岐にわたっています。水道の蛇口を非接触型に順次計画を持って交換をとのお尋ねでございますが、設置にかかります費用が概算ベースであります。器具の交換、取付け、電気工事を含めると、1か所当たり約20万円必要で、その工事費だけで多額の予算が必要となり、設置費用の財源であります国庫補助金に関しましても、蛇口の交換だけでは国庫

補助対象とはなりませんので、蛇口の交換だけでの取替えをすることは非常に難しい状況であります。

教育委員会としましては、今後、トイレ改修工事に併せまして、国庫補助金の採択や予算の状況を見て、トイレの手洗い場の非接触型自動水栓蛇口の設置を検討してまいりたいと考えております。

また、こども園に関しましては、ほとんどがレバータイプの蛇口で、園児の体格に合わせ、通常サイズよりも小さく、特殊なものが多く、園児自らが水を出したり止めたりすることで、器具の操作の仕方や水の大切さを教える教育的な観点からレバータイプの蛇口を採用しており、今後も現状の体制で園運営を行っていきたいと考えております。

御答弁とさせていただきます。

○議 長

植田君。

○6 番

今、課長のほうからね、結構1か所当たりの多額な交換費用がかかるということがありましたので、今後トイレの大規模改修のときにそのことを含めて進めていきたいというふうな御答弁だったんですね。確かにそういうところはあるかとは思いますが、先ほど課長のほうからもありましたように、南小学校についてもトイレの改修で全てというか、トイレの改修時に自動水栓、ちょっと頂いた資料では設置予定14栓ということで頂いてるので、蛇口数としては、トイレの数が25あったうちの14をそういうふうな形に変えるというふうに理解をするんですけどもね、確かにそういうことはあると思うんで、じゃあトイレの改修計画をどうするのかというのは当然出てきますし、決算のときの資料の中でもそうですが、非常にやっぱり、なかなかこのトイレの洋式化というんですか、大規模改修が進んでいかない。南小学校は今年度するんですけども、その中で北小学校があまりにもやっぱりちょっと遅れてるというのが私、感覚としてあるんです。そういう意味では北小学校が今、3小学校のうち一番生徒数も多い小学校となってきたと。そういう中で一番トイレの設備なり、そういう手洗いの設備が遅れているということはね、やっぱりこれはちょっと教育環境の公平性という観点から言えば非常に私は問題ではないかなと。

北小学校のトイレの改修についても基本的な計画というのは今のところはないという状況だというふうに理解しているんですけども、そういう意味では、個々少しずつ中学校もね、一部洋式化になってる、改修したところもありますし、少なくともそういうところからでも少しずつそういう改善をしていただき

たいなというふうに思うんですけども、再度これはよろしくお願いいたします。

それと、学童保育についてはね、やっぱり夏休みなんか1日そこで子どもたちが生活をするわけですから、そういうところも少し、そういう意味で私は優先的にやっていただくということも感染症対策の一環からでは必要ではないかなというふうに思うんですけども、この点について再度御答弁願えますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、まずは北小のトイレ改修が遅れているのではないかと、中学校も含めてでございますけれども、北小学校につきましても29年度に部分改修、多目的トイレの改修をしております。ですが、それで十分だとは教育委員会としても思っておりません。中学校につきましても、3か年計画でトイレ改修を部分的には実施をしておりますけれども、やはり配管等の課題がございます、まだ全て完了したという思いは持っておりません。ですから、今後ですね、明確な、いつに実施をするかということとは明言できませんけれども、北小学校、中学校につきましてもトイレ改修が必要になってくるというのは教育委員会としても認識しておりますので、その中でトイレ改修に併せまして非接触型の自動水栓を推進してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

学童保育所につきましても、やはり、同じ小学校の子どもさんが学童保育に行っておられるというようなことで、今回、南小学校のトイレ改修、10月から工事がスタートいたしますが、その中で学童保育所のトイレの手洗いの自動水栓化ができるような何か工夫ができないかということも意識しながら、工事を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長

植田君。

○6番

担当課のほうとしてはね、やっぱりそういうことには配慮していきたいというふうな思いを持ってはる。当然やっぱり子どもたちが健康に安全に学校生活を送れる、あるいは学童が今、校舎内にあるということもあって、そこをやっぱり確保していくということが非常に大事だというふうに考えておられるというのはよく分かります。今ね、文科省とか国交省でも学校トイレ改善推進の動きもちょっと加速をしてくれてますので、こういうふうなものもいち早くやっぱり

見ていただいて、財政、それでも全く100%補助金や交付金で賄えるわけではないですけれども、こういうときにだからこそあるメニューをやっぱり使っていて、やっぱり一日も早く町内の小中学校のトイレだけには限りませんが、少なくともトイレの環境というのはやっぱり整えていただきたいというふうに思います。

総合文化センターのオープンに当たっては、私も使わせていただきました。あそこはトイレに入れば電気が自動について、座れば水が流れる音が出て、立てば自動水洗で、手洗いは冬場、寒い時期やったらちょっとあったかい温水的なものが出ると、非常にもう至れり尽くせりの状況があります。それと比べてやっぱり子どもたちが日々生活をする学校施設でのね、やっぱり環境整備が遅れているなというの是非常に私はそれを感じました。この点については町長自身もね、やっぱりこういう、せつかく平群町で子どもたちが成長していくわけですから、子どもたちが成長していく上で安心して成長できるようなそういう体制を取っていただきたいと思う。町長自身はトイレの改修も含めて、このようなことについてどのような見解を持っておられますでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

教育委員会といたしましても、引き続きですね、学校の施設の環境につきましては公平に学校運営、義務教育が進んでいくように今後も努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

町長。

○町長

それでは、植田議員の質問にお答えさせていただきます。

全ての小中学校や学童保育所に、また、こども園の水道カランを非接触型にするということは感染防止や水道代の節約、それはかなりつながるというふうに思っております。ただ、全部を非接触型にするには多額の費用を要するということがあります。議員からもありましたように、国のいろんな補助メニューを探しながら、国の補助対策ができれば補助金を活用して、設置に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○6番

町長も設置に向けては努力していきたいということですので、学校の設備がそれなりに整っているということは若い世帯が平群に移住してもらうということにおいても、やっぱりウエートを占めてきますので、そういう意味では教育環境を整備するという事は、私は平群町にとって非常にプラスにつながっていくというふうに思いますので、ぜひここはしっかりと、そういうふうな補助メニューも含めて目を光らせていただいて、そして一刻も早い子どもたちの教育環境が一定公平に、そこでの学校生活を送れるような状況をつくっていただきたいなというふうに思います。

この問題については、以上で結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、植田議員3点目の新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行の対策についての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染が収束を見ないまま、季節性インフルエンザの時期が来ることによる不安が広がっています。そのような中、厚生科学審議会の感染症部会と予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会は8月28日に合同会議を開催し、今冬の季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えた体制整備の案の方向性を了承しました。

新型コロナとインフルエンザのどちらに感染したか分からない発熱者の増加が見込まれることから、帰国者・接触者相談センターを介して診療や検査を行っていた現行の体制を見直し、電話で予約の上、感染症予防策を講じたかかりつけ医などの地域の診療所で発熱者の相談、診療、検査を行う体制を整備するとしています。また、予防接種法の定期接種者である65歳以上の高齢者等に10月前半から接種を優先的に呼びかける方針です。

基本的な考え方として、1、地域の実情に応じて多くの医療機関で発熱患者を診療できる体制の整備、二つ目といたしまして、インフルエンザワクチンの供給量の確保、効果的なワクチン接種を推進し、優先的な接種対象者への呼びかけを実施、三つ目といたしまして、新しい生活様式の徹底をはじめとする公衆衛生対策を掲げております。

平群町におきましても、毎年10月1日から実施している高齢者インフルエンザの積極的な接種勧奨を行い、新しい生活様式の徹底の下、個人防衛策として住民に接種を促し、コロナ対策に加えて、医療機関の負担を軽減させる取組をしていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

今、課長のほうからいろいろ答弁があって、そういう意味では、かかりつけ医というんですかね、地域のお医者さんたちの力も十分借りなあかんし、そこには、言うたら、コロナやインフルについても、インフルはもう今までのことがあるんですが、コロナについての十分な情報提供ということも含めて、やっぱり、対応していくことが必要ではないかなというふうに思います。

国のほうとしてもね、インフルエンザの予防接種の、また勧めているというんですかね、受けてくださいよというのは65歳以上の高齢者と、それから新生児から小学校低学年までやったかな、の子どもたちとかというところをとりわけ、やっぱり接種を呼びかけてるというのはテレビなんかでも報道されています。そこで、高齢者のこれまでの平群町のインフルエンザの接種率を見ますと、65歳以上の方たちの接種率というのは大体50%ちょっと超えたぐらいかな、49から50%ちょっと超えたぐらいで、ここ数年推移をしているのかなというふうに思います。

そういう中で、これもちょっと南主幹にちょっとお手数かけましたが、近隣の状況も調べていただきました。すると斑鳩町は62%。これ、令和元年度ですけどね、接種率。安堵なんかは48、三郷で51、ここら辺は平群町とあまり変わらないかな。王寺も60。60超えてんのが、やはりインフルエンザの個人負担がないところなんですね。平群町は今1,000円の個人負担があるんですけども、全くそれが無料な斑鳩町や王寺町では接種率がやっぱり高いという状況があります。

そういう意味では、やはり、これ、受けてもらわないことには駄目なものですので、平群町としてもここを見直すというんですかね。今1,000円ですけども、無料あるいは、もう半額も含めて、ちょっと検討してですね、とにかく接種率を上げるといことと、それから受けてもらうために、今、個人通知はしてはれへんですよね、そういうことも含めて、この時期ですのでね、県内の他の自治体では2次補正のときに、今年度に限ってですけども、インフルエンザの高齢者の予防接種については無料にするというようなところを打ち出

されているところも聞いております。そういう意味では、平群町としてもこれまで以上にやっぱり接種率を上げていくという意味で、そういうことも対応していくべきではないかなというふうに思うんですけども、そのようなお考えはないでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

現在、平群町では1,000円の自己負担をしてもらっています。近隣で王寺町さんと斑鳩町さんは無料というのは聞いてます。県下で、今年のこととはちょっと分からないんですけども、昨年度まで無料ではあったところが3町村、ほかの36市町村は有料化になっております。平群町におきましても1,000円の自己負担ということで、自己負担をお願いしている市町村では一番安いということで、議員も御存じやと思うんですけども、そういう状況の中ですらね、コロナ禍の影響もありまして、今年は、今、議員お述べのように無料化にしてはるところもあるとは聞いております。

これ、県の調査もまだ途中で分からないんですけども、県もそういう調査を始めてるところなんですけども、ただ、実際5,310円、1人当たりかかってくるんですね。それで、そのうち80%強が町の負担であると。あと1,000円だけ負担をお願いしてということで、なかなかB類の定期接種ということで、やはり受益者負担分の負担というのは今後も継続していきたいとは考えております。

それから、接種率を上げる対策ですけども、当然、今年はコロナ禍の影響がありますので、例年に増してですね、受けてくださいというPRはさせてもらおうと思うてます。10月号広報には例年のごとく出してもうてるんですけども、それ以外にもやはり医療機関であるとか、それから公共施設なり、いろんなところに啓発のポスターを張ったり、ちょっと時期はずれると思いますけれども、回覧も当然していかなあかんなどは思うてます。その辺について、例年以上に増してですね、啓発のほうは努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

今のところ無料でやるとか減額するというお考えはないというふうな御答弁だったんですけども、確かにそら80%が町の負担になるんだということは分

かるんですけれども、今のこの事態ですから、これがまた、そら5年も10年も続くというものではないというふうに私は思います。ワクチンもいろいろ、すったもんだです、まだちょっと一、二年かかるのかなという思いはあるんですけれども、だけど、どれだけ感染症を防いでいくのかということで、やっぱり少なくともそのインフルエンザとの、何というんですか、一緒になればもう当然医療機関パンクしてしまいますので、そういう意味ではこのときだけでもですね、やっぱりそういう対応を町としては取っていただきたいなというふうに私は思います。

十分なこれまで以上の周知を住民の方にするというふうにおっしゃってんですが、私は個人通知も含めてやっぱりやっていただきたいなという問題と、なかなか平群町独自の財源でやるというのは厳しいのかもしれないです。そういう意味では県に対してもですね、この部分での補助をやっぱり県として持つてほしいということ、これは近隣のいろんな市町村とも町とも一緒になって、少なくともそういう受ける機会がね、受けやすい状態をやっぱりつくっていくということが必要だと思います。やっぱり無料であるのと10%ぐらい接種率が変わるわけですから。1,000円出すということで10%変わるというのは私は非常に大きなというふうに見ていますので、そこはぜひ、今後のことも含めましてね、町としてもとにかくそういう感染リスクを少しでも下げるという方向で対応していただきたいなというふうに思いますので、ぜひこれは重ねてお願いしておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

それでは、2時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時03分)

再 開 (午後 2時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7番

通告に基づきまして、大きく3項目について質問いたします。

まず1点目は、櫛原地区のメガソーラー建設計画について。今、本町において、住民の皆さんの中で最大の関心事となっているのが櫛原地区山林へのメガソーラー計画ではないでしょうか。この問題については、6月議会でも質問いたしました。

まず1点目として、6月議会で私は、48ヘクタールにも及ぶ大規模開発については、計画段階、事業者と行政との事前協議の段階から住民に計画内容を知らせるべきだとして、町の姿勢に不備があったことを指摘しました。これに対して町は「本来でしたら奈良県への開発申請後に行うのが本意」と述べ、その後、「説明資料の中身が」とか「説明内容が決まらなかった」とかそういう言い訳に終始しました。この答弁は、町面積の2%もの山林を伐採し、太陽光パネルを設置する大型プロジェクトが本町に与える影響、すなわち、今後のまちづくりや住民の皆さんの暮らしに与える影響を全く考えなかったことを示しています。なぜ事前協議の段階で計画を住民に知らせなかったのか。町長自ら説明してください。

なお、このことについては、国も太陽光発電の事業計画策定ガイドラインの地域との関係構築のところに「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること」としています。

次に、住民説明会についてお聞きします。

事業者による説明会は昨年12月と先月の8月20日の2回行われました。先月の説明会には、ほとんどの住民に案内がなかったにもかかわらず、140人が参加し、全体で約2時間20分の集会で、そのほとんどの時間、参加した住民からの質問でした。災害や事故への心配と、それが起きたときの補償の問題、生活道路への高圧送電線埋設に対する危惧などの質問でした。事業者からはまともな回答はなく、質問者は納得していなかったというのが実情です。

今回のメガソーラー事業は民間企業の事業ですが、住民生活にも大きな影響を与えます。住民に責任を持つ町行政として、この開発計画について住民の声を聞くことや、事前協議以降の事業者との話し合い、事業者と交わした協定書の内容について住民に説明すべきです。特に町行政が当事者である協定書については、住民が最も危惧している防災や事故・災害後の補償のこともあり、協定内容の充実を求める声が多く上がっています。町行政主催の住民説明会を開くべきです。町長も町のホームページ、この中の町長の部屋で「町づくりは、行政のみでできるものではありません。行政と町民の皆さまが力を合わせ、町民参加のもとできめ細かな町づくりができるものと考えております」、このように

述べられておられます。住民説明会の開催を強く求めます。

次に3点目は、住民の疑問を幾つかお聞きします。

まず一つ目は、事前協議はいつからか。

二つ目は、事業者の説明会で、昨年12月は町が自治会を通じて回覧を回し、先月はそれがなかったのはなぜか。

三つ目は、住民説明会で事業者は、町と話している、副町長とも面談しているというふうに話していましたが、面談や協定書作成に当たっての会議録、面談録はあるのか。また、面談の相手は誰か、お聞きします。

次の4点目は、現在の事業者、協栄ソーラーステーション合同会社の資本金は10万円です。事故や災害時の補償ができるのか。6月の町の答弁は「資本金の額だけで事業者としてふさわしいか、補償能力があるかを判断するのは困難。災害時における対応や被害が発生した場合の補償については、今後、事業者と協議する必要があると認識している」、このような答弁でした。どのような協議をしているのでしょうか。

5点目は協定書の内容について。6月議会では「事業者が工事に着手されてから、事業区域周辺住民からの意見や意向はその都度、事業者に伝え、対応すべきものについては迅速に事業者と協議を行う」という答弁でした。そこは、工事が始まる前であっても、既に事業として始まっていることから、事業者の説明会や町長宛てに出された要望について事業者と協議し、協定書に反映させるべきですが、その点はどうでしょうか。

6点目は、高圧送電線について。櫛原から梨本までの町道に埋設する計画になっていますが、道路法では同法施行令で道路への埋設について、「公益上やむを得ない事情があると認められるとき」とできるだけ道路に埋設しないよう規定しています。この道路法の立場からも送電線は地上架線で設けるよう、町として指導すべきですが、町長の見解を伺います。

また、高圧送電線の生活道路への埋設について、関係自治会や通学路として利用している地区の子ども会などから町長に要望書等が出されていると聞いていますが、それらの要望書について、町長としてどのような対応を取っているのでしょうか。

7点目、メガソーラー計画地に裏の谷の磨崖仏地藏菩薩立像があります。この磨崖仏は本町にとっても重要な文化財と認識しておられると思いますが、どのように保存するのか、見解を伺います。

大きい2点目は、デマンドタクシー導入について。どんな形であれ、高齢者の外出支援事業は現在の本町にとっては必要不可欠です。この立場から6月議会では、町が4月に示した介護保険事業でのデマンドタクシー導入について、

基本的に賛意を示した上で、より利便性の高い事業になるよう、幾つかの提言をしました。今回はその議論を踏まえ、再度、町長の見解を伺います。

まず、一般事業でなく介護保険事業で実施する理由は町の財政状況によるものと理解しますが、一般事業として実施した場合の経費の試算は幾らになるのでしょうか。

次に、6月議会での私の「65歳以下でも障がい者や妊婦さんなど必要な人が利用できるようにする工夫ができないのか。例えば、その経費は一般会計で負担し、介護事業と一般施策を組み合わせた事業にできないか調査研究すべき」との指摘には、町の答弁は「既存の公共交通の存続を前提に、その公共交通を利用し難い移動困難者を支える仕組みとして実施する旨の方策であるため、利用対象者の範囲を拡大した一般施策と併せて実施することは困難を極めるものであると考えられ、御意見として承っておきたい」というものでした。

私の提案は、まさに町がデマンドタクシー導入の方策としている公共交通を利用し難い移動困難者を支える仕組みとして、公共交通を利用し難い移動困難者である65歳以下の障がい者や妊婦さんなどの必要な人には審査を通して対象とすべきではないかということです。そして、その部分の経費については一般会計から支出をするというものです。6月議会の議論では、この一般会計からの支出について「財源の問題で今はできない」ということでした。しかし、一定の基準に基づく審査を通った対象者だけなら財源的にも十分可能です。実施までまだ1年あります。福祉の観点からも、また、まちづくりの観点からも具体化すべきです。町長の見解を伺います。

デマンドの3点目は、利用の範囲や時間の拡充について。6月議会での答弁は、「提案する前段階で関係機関との十分な協議を経た上で示した内容であり、運行範囲、日時拡大は他の公共交通機関への影響を考慮しますと、変更し難い内容と思われます」というものでした。なお、「3年間の実証運行で関係機関と調整する」との答弁もありましたが、ここでも実施までまだ1年以上あるにもかかわらず、町の当初案を一切変えないというものでした。それは今でも変わりないのでしょうか。

デマンドの4点目は、このデマンドタクシー導入に関わって、6月から7月に新たな交通手段導入の検討のためのアンケート調査が65歳以上の高齢者を対象に行われました。このアンケート調査に多くの方から「議会報告を見てみると、アンケート前にほとんど決めている。何のためのアンケートか分からない。予算の無駄」、また、「導入の是非についての質問で、この種の事業では『将来のために必要』とする回答がないのがおかしい」などの疑問の声が私にも寄せられました。このアンケートの調査の目的と結果の利用方法は何でしょうか。

大きい3点目は、新型コロナウイルス感染症のPCR検査体制についてです。

新型コロナウイルス感染症を拡大させない対策として、感染の有無を調べるPCR検査体制の充実が効果的なことが明らかになっています。政府もやっとその方向で動き出しました。既に多くの自治体が独自にPCR検査拡充を発表しています。本町でも西和広域規模や郡規模で近隣町とも協力して、医療や介護、教育の現場を中心に、いつでも誰でも何度でも検査が受けられる体制を構築すべきです。町長の見解を伺います。同時に県内自治体のPCR検査体制の現時点の状況も説明してください。

以上、大きく3点について、明快な答弁をよろしくお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員の大きな1点目の御質問でございます櫛原地区のメガソーラー建設計画についてお答えを申し上げます。

一つ目の事前協議の時点での住民の方への説明についてでございます。

6月議会での答弁と重複いたしますが、本事業につきましては、昨年の7月9日に全体の事業概要の説明を、11月29日には事業の進捗状況について、全員協議会において説明をしております。本来でしたら、昨年1月に町へ太陽光発電設備設置事業に関する届出書の提出があった後に、議会への説明を行うのが本意でございますが、内容の取りまとめができていなかったことや、統一地方選挙の日程も影響し、説明の時期を逸したことから、議会への説明時期に遅れが生じたところでございます。

また、住民の方への説明についてでございますが、本事業は宅地造成等規制法及び森林法の許可を受けて実施される事業であり、事業主体ではない平群町が説明を行うことはしておりません。ただし、事業者の対応といたしましては、昨年12月17日に住民説明会を開催しており、また、先月でございますが、8月20日に再度、住民説明会を開催したところでございます。

議員御質問の中で引用されております事業計画策定ガイドラインに記載されておりますが、このガイドラインの適用範囲は太陽光発電事業者であり、事業者の責任においてなされるものであるというふうに考えております。

続きまして、二つ目の町主催の住民説明会の開催についてでございます。

御存じのように、この事業につきましては、事業者が経済産業省より再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、奈良県より宅地造成等規制法と森林法の許可を受けた事業でございます。また、これまで平群町が実施をしてまいりました住民説明会は、町が主体として実施をしてまいりました事務事業に対する

説明会のみであり、民間の住宅開発や大規模店舗の立地、土砂の埋立て行為などの事業行為に対しては全て事業者側において説明会を開催しております。

また、協定書につきましては、これまで多くの事業者とそれぞれの事業に対して締結をしており、それらの協定書については情報公開請求により開示をしているものであることから、町が住民説明会を開催することは考えておりませんが、今後も町が知り得る範囲において、議会に対しては説明を行うところでございます。

3点目の事前協議の時期、8月に事業者が開催をした住民説明会の回覧、事業者との面談についてでございます。

事前協議につきましては、事業者から町に対して、太陽光発電施設設置事業に関する届出書の提出があったのが昨年1月であり、それ以降事業者が許認可手続を行ったと認識をしておるところでございます。

次に、住民説明会の回覧についてでございますが、これは単に町から各大字・自治会に回覧を依頼する時期と業者の説明会の時期が合わなかったためでございます。簡単に時系列で申し上げますと、町から各大字・自治会へ回覧をお願いするときは、毎月20日をめどに回覧の文書をお預かりし、回覧部数ごとに仕分をして、毎月26日の広報配布時に各大字・自治会にお届けをしております。このスケジュールに合わなかったため、今回は町から各大字・自治会にお届けできなかったところがございます。なお、事業者のほうからは個別に、各大字の総代さん、自治会長さんのところにお伺いをして、回覧の依頼を行ったこと、また、町のホームページのバナー広告におきまして説明会開催の記事を掲載したことは承知をしておるところでございます。

次に、事業者との面談についてのお尋ねでございますが、8月20日に、事業者4名が来庁され、町長、副町長への挨拶と面談の時間を取ったところがございます。面談の内容といたしましては、訪問日当日に開催をされます住民説明会に対する報告と、町側からは、住民の方に対しての事業説明については、できる限り真摯な対応をしていただき、理解を求めるように申し上げたところでございます。なお、この面談の会議録はございません。

四つ目の災害時における対応や、災害発生時の補償についてでございます。

6月議会の答弁におきましても、今後、事業者と協議する必要はあると認識をしている旨、答弁を行っておりますが、まだ事業者との間で具体的な結果や内容がお示しをできるような協議には至ってないところがございます。

五つ目の意見や意向については、事業者と協議し、協定書に反映させるべきとの御質問でございます。

現在、事業者とは地位継承を除き、平成31年1月11日付で、平群町太陽

光発電設備設置に関する協定書と令和元年9月2日付で協定書を締結しております。6月議会で答弁申し上げましたように、町は住民の方の安全、安心を念頭に置いて、住民の方からの意見や意向については、その都度、事業者に伝え、対応すべきものについては迅速に対応するよう、事業者と協議を行ってまいります。その考え方につきましては変わりございません。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

6点目、送電線につきましては、当該事業者は道路法の規定に定める電気事業者です。すなわち当該発電事業が行う送電線の道路占用は公益事業者が行う義務占用の対象となります。また、電気事業者や通信事業者は、電柱や送電線または架空線などの自営線を設ける場合は、本来、原因者で敷地を確保することが前提条件と認識しておりますが、事業者も道路敷地外の様々なルートについて技術面や費用面を検証した上で、本町に申請を提出されたと認識しております。事業者から道路管理者に占用許可申請があった場合は、同法の規定に基づき、政令で定める基準に適合するときは許可を与えなければならないとなっているため、事業者から提出された計画書を同法の基準に基づき審査し、条件を付して許可いたしました。したがって、法的な許可案件であり、道路以外へ指導する根拠がなく、現時点では困難であると考えます。

2点目、関係自治会等からの要望に対し、町の対応につきましては、当該送電事業は事業地から櫛原の集落内を通り、緑ヶ丘1丁目、2丁目、榎原、フローラル西向、西向、梨本の連系変電所までの総延長約3キロにわたる事業です。関係自治会などからの要望の多くは、一定期間における通行制限や通学路等における安全対策を懸念する内容となっており、本町においても、この要望事項は真摯に受け止め、できる限りの対応は行ってまいりたいと考えます。そのため、総延長3キロメートルの占用区間については、今後、工事区間ごとに道路掘削許可及び西和警察の道路使用許可を再度、取得する条件を付して占用許可をしています。特に安全対策等については西和警察と連携し、適切な指導を図ってまいりたいと考えております。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは7点目でございます。計画地内にある磨崖仏の保存について教育委員会よりお答えをいたします。

計画地内にある磨崖仏「裏の谷の地藏磨崖仏」については、民有地内に存在する未指定文化財であり、発掘調査の対象となる埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡とは異なります。民間開発行為における民間所有の未指定有形文化財の取扱いは、建造物や絵画、工芸品、古文書などと同じく、原則として所有者・管理者の判断に委ねられるものであり、文化財保護法など文化財関連法規によって開発行為が制限される対象とはならないのが実情であります。本石像の製作時期は、作風から見まして室町時代から江戸時代と考えられますが、この時代は石造物の作品が急激に増え、類似の石造物が多数存在することから、行政としましては本磨崖仏のみを特別に保護の対象とすることはできませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

それでは、順次再質問させていただきます。

傍聴席を見ていただいたら分かるように、非常に関心の高い問題です。個別にも聞きますけどもね、最初のボタンがやっぱり基本的なかけ間違ってるんですよ。今の答弁聞いてると、1月11日に最初の協定を結んだ。その月に事前協議が始まったと。それが事実であれば、もう4月の初め、上旬に県に正式の開発申請が出てるわけですよ。なら町との事前協議は2か月半。3か月ないわけですよ。そんな短期間で平群町の面積の2%にもなる面積の山林を伐採することをそんな簡単に許可できますか。平群町にとって森林とは何なんですか。三郷や斑鳩とどこが違うか。住宅開発はしたけれども緑を多く残したというのが平群町の先人からの自慢じゃないですか。

私どもの大先輩の西川仁郎さんは、昭和30年代から町会議員を4期務められ、議長も2期務められています。西川さんの一番の自慢がそれやったんですよ。三郷はほとんどのところ全部住宅にできるんです。でも、平群町は緑をいっぱい残したんです。だから、住宅開発しても売りの一つが「緑豊かな町で子育てを」でしょう。町長も町長のビラにそういうことをいっぱい書いてるじゃないですか。それをたった3か月足らずで、住民には一切知らせず、議会にも知らせず決めたというところに、まず町としての、私は反省材料があると思うんですよ。だから私はそこを町長に聞きたい。1点目はそれなんです。

もちろん町長はその1年前、要するに町長になられたのが2018年の12月ですから、ばたばたしてた間に起こったことでしょう。就任して1か月後に事前協議が始まったということですから。でも、自分の公約からすればですよ、

太陽光で再生可能エネルギーだから別に問題にならなだろうと、住民の皆さんもそんな問題にしないだろうと、そういうふうに安易に考えたと思えないんです。それが事実であれば。もし、そうであれば、そこはやっぱり真摯に反省すべきですよ。

前も言いましたけども、20年以上前のゴルフ場問題が起こったときは、あのときのことを考えればね、それより規模は半分ですし、農薬とかいう問題はゴルフ場と違って太陽光の場合、出ません。再生可能エネルギーということもありますけれども。だから、そこんところでね、もうちょっと真面目に、もう決めたから、もう言ったからというのでは私は残念でならない。だから、そこについては、町長、どのように思われているのか、町長の口から答弁してください。

それから、なぜ住民説明会を開かないのか。今の答弁だったら民間の事業だからそなんする必要ないねんと。いや、だから、前も言いましたけど、ミニ開発の住宅開発とかだったら、もちろん近隣の皆さんにだけきちんと説明して了解得ればええです。でもね、全体の2%の面積の森林を伐採する。その影響がどういうことが起こるか、なかなか分かりにくい。そういう中でね、住民の声を一切聞かない。民間事業やってるから知りませんねんと。許可は県です。だから県が許可したんやから県に聞いてください。そんな話ないでしょう。平群町の中の土地ですよ。平群町行政が責任持つべき山林ですよ。それを全く住民説明会を開かない。

岩崎町長になってから毎年11月に住民説明会が開いてました。これは一方的に町の財政状況や新しくやる事業の説明、でも、その時、当然質問も受けてたわけでしょう。その間にもいろいろ質問があった。私は1回も行ってませんけども、その話は聞いています。じゃあ、なぜ住民からね、これだけ多くの皆さんが平群町の町そのものの姿が変わるかもしれない、住民の暮らしに大きな影響を与える可能性がある。そういう問題を何で。住民説明会は何も町が説明するだけじゃなくって、住民の声を聞く会ですよ。だから、名前は説明会でなくてもいいです。住民の皆さんのこの問題で声を聞かせていただきます会でええんですよ。それを開いたらええ。説明会というと何か町のほうが説明せなあかんみたい。でもね、町は協定書結んだ。知事への意見書もつけて出してる。ほんで、送電線の問題では町道を占有させる。これだけの権限あるわけじゃないですか。その町がそれをしたことを住民の皆さんが不審に思ってるわけだから、きちっと住民説明会を開くのは当然のことではないのかと。

民間事業であっても100億、150億の事業ということですから、それについてもね、やっぱりきちんとですね、さっきも言いましたけど、町長はホームページの町長の部屋に「町づくりは行政のみではできない」とこうおっしゃ

ってるわけです。そのとおりですよ。それを真摯に守っていただきたい。これはね、もう町長しか答えられないんですよ。何も町行政をつるし上げるということじゃないんですよ。住民の声を何ぼ耳が痛かっても聞かなければ駄目です。そうでないいい町にはなりませんからね。

それから、③の事前協議はいつからというのは1月からということでした。

それから、説明会の回覧、これもおかしい話なんですよ。事業者がやる説明会を何で町が回覧を回すんですか。昨年12月ですよ。何で町が自治会に回覧。私もあのとき自治会長でしたから、あまり考えずにほかの回覧と一緒に回しましたけど、いや、それは住民に知らせるべき内容やと思ったからでしょう。民間の事業であっても知らせるべき内容だと思ったからでしょう。でも一方で、住民説明会は町はする必要ないけど、町はそのことに何の責任もないけども、じゃあ、そういう便宜を何で図ったんやということになるわけですよ。それ、もう1回答えてください。

それから、面談の記録で私が言ってるのは最近のことだけじゃないんですよ。その事前協議が始まったという1月11日。1月11日に最初の協定結んでるわけじゃないですか。ほな、その協定は、協定結ぶのに面談しないで協定なんか結ばないでしょう。当然向こうから平群町の指導要綱に基づいて要綱の案を持ってきたんでしょ。当然その中身について話をしてるはずじゃないですか。その中身を説明してください、出して下さいと言ってるわけです。それが面談内容ですよ。町長に挨拶行ったというのは8月20日の第2回目の住民説明会があった日の昼間でしょう。そんな話聞いてませんよ。担当者はちゃんと面談して話しているわけやから、行政として当然記録残ってるんでしょ。それがなしでどうい話してるのかさっぱり分からんのにやね、何でじゃあ県に進達を出せるんですか。これでオーケーですって。向こうから出してきた書類、書類だけじゃなくて当然向こうから説明があったはずですから、それを出してくださいという。そのときの日時、場所、参加者の名前、ほんで面談内容ですよ。出せるでしょう。別に町は何も悪いことしてないんですから。法令にのっとってやってるわけですよ。これ、出してください。

それから、四つ目の事故や災害時の補償能力の問題。この問題については一番、昨年12月の住民説明会でも多くの方が、特に下流域に当たる地域の方々には心配されてます。私は、住宅地への災害もそうですけれども、広域農道が一番被害受ける。何かあったときはね。もうすぐ上ですから。6月も言いましたけど、平群町のハザードマップは新しくなって、要するに最大降雨量が大きく変わったわけですよ。それも8月20日の住民説明会で、その点を聞いた参加者から質問出ましたけど、事業者は調整池、全然変える気ないですよ。そのま

まで大丈夫と言ってるだけなんですよ。何の根拠もない。ほな事故起こったときどうすんねんという話。

だから、ここについてもね、前回6月議会は協議すると言った。今の答弁やったら、内容を示せる協議に至っていないという答弁でしたけど、担保しないと誰も認められないでしょう。10万円の資本金ですよ。10万円の資本、10万円ほって逃げたら終わりじゃないですか。今の協定書だったら逃げられたら終わりですよ。だから、そこをどうするのかはちゃんと答弁してくださいね。まだ協議して内容を示せる状況に至っていないにしたら、町として、じゃあどういふ協定をつくらうしてるのか。それは出してください。説明してください。

それからですね、協定書の内容について住民の反映をというのは主に防災の面ということになりますけども、そのこのところについても町道の問題もありますから、これは、だから、このこのところについてはね、どういう話合いになってるのか。さっきの4と競合しますので、一緒に答えてください。

それから高圧線の問題について、法令にのっとって申請が出てるので仕方がないというような、認めざるを得ないというような点でした。でもね、平群町で初めてのことでしょう。高圧線を町道の地下に埋設する。業者はそら一番安い方法を考えますって。架線で作るのが普通が一番手っ取り早いし、一番安全性担保できるんじゃないですか。せやのに、何でわざわざぐるぐる回る町道をね、それもほとんどの地域が片側1車線しかない、そういうところを何で使うのか。町もまた、あっさり占有許可出したと、法令にのっとったからと。これにしたってですよ、せめて地元聞くぐらい必要やったんじゃないですか。西向の自治会から陳情書が出てますよね。

ほんで、ここでちょっと聞いたところによると、長期の通行止めなどが考えられる事業については、事前に当該自治会に説明をし、一定の理解を得てから認可すべきだと思いますと、こうされてるんですね。当然だと思っすよ。短期間の工事ならあれだけ、3キロにわたって。どれぐらいかかるのか分かんないですけど、ましてや水道入れるとか、ガスパ入れるとか、これまで普通にあったことじゃないんです。2万3,000ボルトの高圧送電線を入れるわけでしょう。それは何が起こるか分からない。そのことに対して心配を住民の皆さんがされるのは当然のこと。それをいとも簡単に、これも全く何の説明もなく、占有許可を出したというのは私はいかがなものかと。少なくともその沿線の自治会に対しては、本来説明すべきではないか。

警察協議の場合は当然、警察が工事の、交通の関係もありますから、そのときに、当然地元の同意というか、地元ちゃんと説明をするというのは当然のことですけれども、でも、やっぱり一番は道を管理している町が占有許可を与

えるかどうかは基本ですよ。あとは工事の期間どうするかとかということになりますからね。そういう点ではちょっとあまりにも安易な決め方ではないかということなので、この点についてね、町としては当然、関係する自治会と言え、櫛原と緑ヶ丘と西向、櫛原がちょっと引っかかるのかどうか、フローラル西向、梨本ですよ。こういうところにちゃんと町として占用許可を出したというのを説明するのかどうか。また、意見とか上がってるわけですから、そういう要望については、さっきの答弁やったら、真摯に受け止め、真摯に対応すると言うてんねけど、断固反対と言われたらどうするの。そのときの真摯な対応の仕方を答えてください。

それとね、6月議会で、さっき1問目でちょっと聞かなかったんですけども、送電線、地下1メートルと、コンクリートでくるんでずうっと3キロやるみたいな答弁やったけど、後から聞くとちょっと違うみたいな話してたから、コンクリートは巻かないんですね。ずうっと、要するに裸ではないやろうけど、絶縁テープとかもちろんちゃんとしたものをやってると思うんやけど、コンクリートで巻くかどうかだけ。6月議会では巻くみたいな答弁やったんで。そこだけ答えてください。

あと、教育委員会ですけど、所有者の管理に委ねられる。特別に大した史跡ではないと。平たく言えばね。ただね、どういう考え方をするかと言えね。今、例えば世界遺産、奈良県いっぱいありますけど、奈良、和歌山、三重の世界遺産、熊野古道ですね。これは道が遺産になっているんですよ。ほんで、今はもう平群町、もうほとんどなくなってますけど、もともと、だから奈良が都があった時代も含めて、奈良と大阪が都が入れ替わったりもしてますけど、要するに難波宮と大和を結ぶ路線。一番有名なのは暗峠のところで、ほんで南側の竹内街道。でも平群町も鳴川峠、鳴川から鳴川峠、それから十三峠。ほんで、私はあんまり知らなかったんですが、その間にこの櫛原越えというのがあったんでしょう。その道路沿いに、古道沿いにあった磨崖仏ということね。

平群町ではもちろん、教育委員会でもらった資料見ると櫛原には石造物がいっぱいあって、だからあんまり大したものではないということになるのか分かんないですけど、ただね、当時のそういう大阪との交流、そういうもんも当然、今後、観光資源になるのかどうか分かんないですけど、ただあそこを利用する人はまだいるらしいんで、その辺も含めてね、土地を持っている人の勝手やというそんなすごい言い方じゃなくって、じゃあ粉々に爆破されてもええというふうに教育委員会は思ってるのかどうか。例えば、メガソーラーのあれができてしまったら、そこはどういう計画になっているか分かりませんが、何らかの形で残そうとしてるのかどうか。それはやっぱり教育委員会としてね、いや

もう好きにしてくれということならそれでいいですけど、そこはちょっときちんと答えていただけますか。

以上、再質問、よろしくお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員の再質問にお答えさせていただきます。何点か多岐にわたって頂いておりますので、また何か漏れ等ございましたら御指摘賜れたらというふうに思っております。

まず、1点目の事前協議の在り方についてということでございます。議員の御質問の中でも最初にボタンのかけ違いがあったというふうなことも踏まえて御質問いただいております。我々もこの太陽光発電事業につきましては、平群町の中でこういうふうな開発指導要綱を設けてやっております。この開発指導要綱それ自身が、ざっくりした言い方をさせていただきましたら、協議制ではなしに、これ、届出制の開発要綱になっております。指導要綱の中にも書いてございますが、事業をしたい、事業を行う者は所定の書類を整えて町のほうに届出をせえというふうな指導要綱ということでございます。その中で一定どういうふうな協議がされたのかというところでございますが、基本的に、あくまでも届出事務でございますので、この要綱に基づいて事務をする中身におきまして、現在の要綱という意味ですけども、する中では特に太陽光発電施設の規模の大きさ等によって何か町内の事前協議を行ったりとか、そこで開発の指導的なものを行ったりとかいうふうな要綱にはなってございませんので、当然、原課のほうで書類、届出書を預かって、決裁等の処理を行って、原課のほうでとどめておったというふうなものでございます。

本来、委員おっしゃられる部分については、例えば一定以上の規模のものについては、平群町の開発等で行っているように関係課に書類を回すなりをして、何かこの件で問題のあるようなことがあれば事前に把握をして指導するというふうなのがある意味、開発等ではそういう手続を踏んでやっておりますが、この太陽光の指導要綱ではそこまで、俗に言うその要綱上うたっていないということでございますので、原課のほうで処理をしたというふうなことでございます。

そのときの会議録等でございますが、基本的にこのときに協定書を一緒に提出をするというふうな要綱になっておりますので、協定書自身がこの届出書の一つの添付書類というふうなことになっておりますので、その時点での協議については、特に記録を残したようなものがないというふうなことで、御報告申し上げたというふうに思っております。

次に、住民説明会の件でございますが、確かに御質問の中で、住民の声を聞く会でもいいんじゃないかというふうな御質問もございました。ただ、住民説明会につきましては、先ほどの答弁と重複をいたしますが、基本的には、町が主体的に行う事業ではないものについては町は説明をしないというのが行政の中での一つの考え方になっておりますので、この事業につきましても、なかなか行政として説明し切れる案件でもないところもございますので、事業者のほうに丁寧な説明をするようにということで指導等も行っておるところでございます。

次に、回覧の御質問でございます。前回、回覧を回したのに今回はという部分でございます。今回、回覧を回さなかった理由につきましては、先ほど答弁で申し上げたところでございますが、前回、なぜ回したんかというふうな御質問であったかなというふうに理解をしております。前回につきましては、時間的な余裕があったということで、当然回覧等の周知ができるような対応ができたということでしたので、また、住民の方も非常に関心が高いというふうな事業であろうとその当時、判断をした上で回覧に付したというふうに理解をしておるところでございます。

次に、事前協議の中で県への進達云々ということで、御質問いただいておりますが、町から県に進達させていただきましたのは、私ども平群町の指導要綱ではなしに、いわゆる宅造に対しての意見書並びに森林法に基づく意見書ということで、それについては町のほうから県のほうに意見書を添付したというふうなことでございます。

次に、ハザードマップ等で記載をされております降雨量の関係でございますが、確かにハザードマップでは12時間で316ミリというふうな降雨量というのが記載をされております。これにつきましては、大和川の決壊基準を記載をしておるところでございますので、今回は宅地造成等の行為でございますので、この大和川の決壊基準には該当しないといえますか、いわゆる基準が違うというふうに私どもは理解をしております。今回、事業者のほうが行うべき開発行為につきましては、県の指導に基づいて降雨量に対しての基準をもって造成計画を立てているということでございますので、調整池につきましても、それを履行した上での造成計画というふうになっていると理解をしております。

次に、町の協定書の関係でございます。当然、災害時におきましては一番、初動も含めて、我々地元の平群町が対応するわけでございますので、今後、今言っております協定書につきましても、令和元年9月の2日付で締結しております協定書につきましても、防災であるとか安全面の対策、記載をしておりますので、これで不十分だということでありましたら、また、それはそれで業者

のほうとも協議をした上で、協定書につきましては今後、事業実施に当たっての安全面、また、防災面での対策をきっちりやるということでございますので、そういった内容の協定を協議していきたいというふうに考えております。

これにつきましては、やっぱり災害というのは一番町が初動的に対応せなあかんということです、ここについては町も危機感を持った上で対応を考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

先ほど議員のほうから、道路占用に関しまして真摯な対応とはどういった対応か、こういった御質問でございました。まず、この総延長3キロの占用でございますが、3キロをいきなり全線工事というわけではございません。以前も申し上げましたが、区間を区切って工事をしていくということになってまいります。その工事の区間ごとに、また改めて許可申請を出していただく、あるいは西和警察の道路使用許可を取っていただくということになってまいります。そこでも改めて許可をしていくわけでございます。道路使用許可を警察のほうが出すわけでございます、そのときに当然交通に対する安全対策というのが重要な課題となってまいりますので、その点につきましては十分、事業者に対して真摯に対応するように、安全対策を図るようにしていくと。地元のほうにも十分説明していくようにと、こういったことで指導をしていきたいというふうに考えております。

○議 長

コンクリート、コンクリート。

○都市建設課長

すみません。それで、もう一つ、道路占用でどういった電気の配線をするのかということなんですけども、工場で作られたコンクリートの製品の中に線を入れていくと。ちょっとイメージとしては道路側溝のようなものを地下埋設していくと。その中に電線を入れていくというような、そういった形になろうかと思えます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

教育委員会としましては何らかの形で本石像を残そうとしているのかという再質問を頂きました。

本石像を町の文化財指定をして保護することができるのかという観点で見ますとですね、本石像の文化財指定には大きく二つの課題がございます。一つには、文化財として指定すべき価値づけ。価値ですね。そしてもう一つには所有者の同意という大きな二つの課題がございます。

価値を判断するには本像が歴史上、いつ、誰が何のために作ったのか、また、それが歴史上どのような役割を持つものであったかという点が主な基準となっておりまますが、本石像には銘文がございません。石造の横に彫られている文字も記録もございません。制作者が、制作目的が特定できないということでございます。先ほども御答弁させていただいておりますが、本石像が制作されたと推定される同時期の石造物が多数、平群町内にも存在をしております。それらの作例と比較をいたしましても、相対的に判断をして本像が文化財指定を視野に入れるほどの歴史的、芸術的価値を有しているとは言えないと考えておるところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

いや、だから、ちょっと順番に行く。最初のボタンのかけ違いを認めるのかどうか、今の答弁で分からなかった。事業を、要するに町の基準とかそういうのを適用しているから許可は出しましたよと。ほんで、県への事前協議で協定書も向こうがつくってきたやつをそれで問題ないんでそのまま、だから2か月ちょっとでそれは通してしまった。通してしまったというか、だって県に出す前に当然、地元自治体に計画の中身を話をして、平群町なら平群町がここはこうですよと、平群町も太陽光発電については指導要綱を持ってるわけやから。向こうはそれに基づいて出してくてるんだと思うんだけど。ただね、そうは言っただってローズタウンの規模の何倍か。ローズタウンは5ヘクタールやったかな。その10倍ですよ。それも平群町の2%の森林を伐採するという、全部が全部じゃないけども、これだけの大事業で、聞いたら100億から150億の事業というんでしょう。それが民間事業であっても、そんな2か月半でね、平群町の地形変わるんですよ。航空写真撮れば、あそこ全部、今まで緑やったのが違った形になるんですよ。それが平群町の町に影響がないなんてあり得ないわけですよ。

だから、それに対して、たった2か月ちょっとで「はいオーケー」と言って、県に宅造と森林のほうの許可申請が出され、町も森林のほうは、だから伐採してくれてええというのを町長は意見を上げているわけじゃないですか。だから認めてんねやん。だから、去年の12月の事業者の説明会も自治会全部に回覧

を回したわけでしょう。だから積極的に応援してんねやんか。事業者が勝手にやってますじゃないんですよ。町としては応援してるんや、それは。だから道路についてもそう。応援してるからそんなすぐに許可出せんねん。住民の暮らしにそれがどういう影響を与えるかと何も考えてないということになるんですよ。だから、そこが一番大事な。だから反対の声が大きくなってくるわけですよ。さっきちょっと言うた西向の自治会にしたって、北小学校の子ども会にしたって、全部じゃないやろうけど子ども会で通学するから、要するに電磁波の問題だって心配なわけですよ。全部そういうところにかかってくる。平群町の町の形が変わる、住民の暮らしが変わる、その可能性が大きくなるやつに対して、あまりにも安易に行政としての許可を与えるというね、そこなんですよ。

ほんで、もうくどくど言うと時間長くなって、ほかの議員に嫌がられるから、まとめのほうでいきますけどね、私は、去年7月に町から説明あってから1年ちょっとなりますけれども、この事業者、信頼に足る事業者ですかということがまず言いたい。例えばですね、県の林地開発審査部会、これはだから森林法の許可、開発許可を県に出したときに当然、審査部会が審査するわけですね。そこでですね、ある一部の委員から「太陽光パネルの反射が問題となっている。住宅地からはどのように見えるのか。GIS等を活用してシミュレーションしてみてもどうか」。こういうふうに事業者は問われてですね、事業者は検討すると回答。しかし、部会長から重ねて、住宅地からのパネルの見え方を確認しておくことを要請され、事業者は了承してるんですよ。しかし、やってない。まず、ここが一つ、いいかげんでしょう。

だから、この林地開発審査会というのは今年の9月20日に行われて、もう1年以上経っているんですね。この前の8月20日だったら11か月たってるんですけども、その事業説明会でも全然そのことは開示されてない。資料は12月と違って分厚いのが出されましたけども、開示されてない。

それと、さっきは大和川の流域調整技術基準に適合してるから、別に今の事業者が計画してる設計を変える必要がないんだというような答弁でした。でも、今の地球、どうなってますか。アメリカでは先日、前の日30度だったのが次の日氷点下ですよ。今年の夏、ずっと35度超えてた日が続いたでしょう。雨の降り方だって、平群町はあんまり降らなかったですけども、局地的にはすごいことになってるわけじゃないですか。そんなことを考えたら平群町のハザードマップだって、もっと降るかも分からんという可能性はあるわけです。それをじゃあ、大和川は大丈夫であっても、櫛原川、竜田川が大丈夫ということにはならないんですよ。だから当然、地元の行政としてつくるんなら、平群町のハザードマップの12時間316ミリに沿った調整池も含めて全体の計画を変

えなさいという指導すべきでしょう。県にも行って、県にもそう言ってもらってくださいよ。この二つからしてこの事業者、信用。それと10万円ですよ。この前の説明会で20億円の保険入ると言った。でも150億の事業で20億の保険で足りますか。第一、保険なんてそんなすぐ下りませんよ。だから、もう根本から、平群町としては住民の声をしっかり言わないと駄目なんです。そのことを言います。

それと、さっきね、要するに災害が起きたときのどうするんかということに対して、向こうが必要なら話し合うってどういうことなの。必要なら話し合うじゃないですよ。絶対必要なんですよ、造るとなったら。それ抜きに工事なんかさしたら駄目なんですよ。絶対担保を取らないと駄目です。町長、担保を取ると言ってください。着工する前に担保はしっかり取る。災害起こったときの担保はしっかり取る。

この前、8月20日の住民説明会で西向の方から、西向は事業者が協定書を持ってきたと言っていましたよね。その前に森高建設があの上で、場所は櫛原ですけども、そこで残土の埋立てをやっていますよね。そこと協定結んでる中身は、森高建設のことが直接原因ということにならなくても補償するみたいなことをきちっと書いてあるわけ。でも、協栄ソーラーが持ってきた協定書はそんなの一切書いてない。そこが原因と分かったら補償しますと書いてあるだけなの。でも10万円の資本金の会社ですよ。そんなん書いてもらったって担保にならない。同時に、最後にこの協定書は秘密にしてくださいと書いてたというふうにおっしゃってました。協定書を隠さなあかんような協定書を持ってくるような事業者が信用できますか。だから、そこのところをもっとしっかり見てね、法令にのっとってるから何でもオーケーなんだというような、行政としてはなかなか難しいところがありますけども、住民と平群の町がどうなるかということをしっかり見るべきなんです。これら総合的に見て、町長どういうふうにお考えか教えてください。

○議長

副町長。

傍聴席から「町長、教えてください」の声あり

○議長

傍聴席、静かにしてください。

○副町長

町長のほうからまた後ほど答弁あると思いますけども、行政手続につきまし

ては……。

傍聴席からの声あり

○議長

傍聴席、静かにしてください。

○副町長

1月に事前協議をというか申請を受けたということで、事前協議を頂いて、その段階で議会に説明するというのがこれは本来であったかなというふうに思っています。これにつきましては、今後検討していきたいなと思っています。

あと、住民説明会でございます。これも山口議員が今回9月議会に一般質問を頂いています。その前に6月議会でも一般質問頂いて、稲月議員もその前に頂いてるということで、同じようなことで内容は一般質問頂いています。基本的に同じようなことを再三申し上げてますが、町は許認可や相手方に行政指導を行う、これが行政の所掌事務であるということでございます。民間業者の事業を町が住民説明会することはこれは行ってません。これは奈良県も同じような見解だと思います。他の自治体でも同様にそういった考え方であるというふうに思っています。メガソーラーだけじゃなしに、民間開発や土砂条例、いろんな行為も同じ考え方でございます。開発事業者と周辺住民、利害関係者の間で協議調整を行う、これが自治体の責務であります。これは国土交通省のマニュアルにもうたっております。

議会の説明につきましては、行為を広く周知をするという意味で一定規模の事業につきましては必要に応じて説明を行っております。そのようなことでございます。

協定書でございますけれども、この協定書につきましても、本事業が実施されるということを想定して、個別の事務手続や、あと交通安全対策、防災、また住民合意などについて明記をされております。この協定書を取り上げて個別の説明を行うというものではないので、これにつきましても必要に応じて情報公開をさせていただくということでございます。

町の考え方ですけれども、もちろん周辺住民との合意形成につきましては協定書にも明記されております。これは引き続いて、住民合意を得るようというところで業者指導を行っていくということでございます。現在、メガソーラー自体を規制する法律というのはございません。全てこれ、個別法で対応してるわけですね。自治体独自で規制する条例をつくっておるというそういった自治体もありますけれども、これは個別法を超える条例というのはつukれないんで、な

かなか効力がないということが言えるかなというふうに思います。

土地利用上の規制でいまましても、今回の西山麓線につきましては、土砂災害警戒区域のイエロー、レッドにも入っていないということでございますので、行政の裁量権を超えての行政指導というのはなかなか厳しいという、このことはあるんですけども、ただ、特にその住民の皆さんが心配されている防災面、あるいは調整池の管理、また、20年後のパネルの処理、植林など細部にわたって、改めてこれは、事業者と協定書については協議をさせていただいて、このことについては担保をしたいというふうに思っています。もちろんこれは実効性のある協定ということでございます。土砂災害が発生したら地域に被害が及びます。ただ、もちろんこれはいち早く動くのは行政でございますので、できるだけリスクは撤廃をしていく、このことは申し上げておきます。

そういうことで御答弁とさせていただきます。

○議長

町長。

○町長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

住民に知らせなかったのはということで、これにつきましては、説明の時期が遅れたということに対しては本当に深く反省しております。誠に申し訳なく思っております。今後は説明機会の時期を逸することなく、情報提供に努めてまいりたいと思います。

それと、住民の皆さんが一番心配されているというのは、やっぱり災害対策、防災対策、そして交通安全対策であります。町といたしましても事業者に対して災害防災対策、安全対策を行っていただくのは当然であります。さらに損害保険の加入の問題、パネルの撤去費の積立ての問題、それと事業終了後のパネルの撤去の問題、工事完了後の防災対策や工事施工中、施行後、発電中、そして調整池の維持管理というふうな問題もあると思います。このことにつきましては、事業者としっかり協議を行いながら、担保を取っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

今、副長と町長の話で、一番問題になる担保をすると、担保する協定をつくるということをおっしゃったと思うのね。それはやっぱり着工前にやってもらわないと駄目ですよ。それと同時に担保するのは何かといえば、協栄ソーラ

一であったとしても、そのバックにあの人たちが自慢する何兆円という金を動かすエバーストリームという投資会社があるということでしたけども、そういうところもしっかりとね、要するにきちっと補償できるバックがある、そういうものがしっかり見えるものにしていただかないというふうに、駄目だと思いますので、その点は早めにやっていただきたい。向こうも相当慌ててるようですので。

それと、最後にもう1点聞きたいのは送電線の問題です。地元が反対したら町は認めないのかどうか。この前の説明会で事業者は、要するに送電線の町道埋設について、地元が最後まで認めなくても町や県と相談して進めますというようなことを言ったのよ。そこは町としてどう考えるか。これは町の権限ですからね、占用許可を与えるのは。だから、西向やフローラル西向、緑ヶ丘、櫟原、楓原もあるのか、梨本もあるわね、そういう、どこでもええわ、どっか一つでも認めなければ占用許可は、今もう一旦出してしもうてるけども、工事は認めないということではよろしいですか。それだけ最後。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

先ほども申し上げましたが、この占用許可は法的な許可案件でございます。したがって、法的に出されたものはそのまま許可するというところでございます。ただ、この許可といいましても、先ほどもまた言いましたけれども、総延長3キロ、個別個別で道路使用許可がまた出てまいります。区間ごとの許認可については、また警察も道路使用許可を出しますので、警察と連携していくということでございますので、何がもう不許可とか、何が許可するとかじゃなくて、あくまで法律に基づいた対応をしていくということでございます。

○議長

山口君。

○7番

その法律で地元同意はどういう扱いになるんですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

道路占用許可に地元同意は必要要件となってございません。

○議長

山口君。

○7番

ただ、じゃあ警察のほうで、できるだけ地元きちんと説明して同意を得てくださいというのは、あくまでも事業者の努力義務か。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それは道路使用許可の警察の判断になってまいります。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ、西和警察が要するに地元同意をどう見るかということで変わってくるということやね。それは使用許可のほうやね。要するに工事する許可のほうやね。分かりました。

最後、町長と副町長のほうから、災害とか事故の場合、その他、向こう始まってからの、また20年終わってからのことについても、ある程度明確な、ただ相手があることですから、そこはしっかりと話をやってですね、その都度それは開示していただきたい。ほんで、向こうも急いでるようですから、町のほうもしっかりとその辺の協議はやっていただくことをお願いしておきます。

ただ、住民の意向はね、やっぱりしっかりとつかんでいただいて、もう町長のほうには要望書とかいろいろ意見とか上がってるみたいなんで、その点についてはね、住民の意向というものをしっかりと踏まえた上でやっていただきたいということをお願いして、この1問目については結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、山口議員の大きな2項目め、デマンドタクシー導入について順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございます。

一般事業として実施することになりますと、全住民が対象となり、利用者数が増加することになります。円滑な利用を促すためには運行車両を必要台数確

保する必要がある、三郷町の例によりますと、4台もしくは5台程度確保する必要があります。現在1台当たり年間約450万円程度の積算をしておりますので、4台で約1,800万円、その他の必要経費を含めると約2,000万円程度になると推定されます。

続きまして、2点目の御質問にお答えいたします。

利用対象者の範囲を拡大し、一般施策と組み合わせて実施する事業方策について具体化すべきとの御意見ではありますが、前回6月議会で御答弁させていただきましており、繰り返しになりますが、財源確保が困難であること、また、既存の公共交通の存続に影響があることから、利用対象者の範囲を拡大した一般施策と併せて実施することは困難であるとの見解を改めてお示しをさせていただきます。

続きまして、3点目についてお答えいたします。

今回の方策案を皆さんにお示しするに至っては、過去数年来にわたり、関係する公共交通機関等との協議を経て、現在に至っている経緯がございます。運行範囲や日時等については基本的事項であり、かつ重要事項でありますので、今までも数度となく協議の場で提案させていただきました。結果、現在の方策案で協議が整い、その一步を踏み出そうとしているところでございます。この御質問におきましても同じ答弁の繰り返しになりますが、他の公共交通機関への影響を考慮いたしますと変更し難い内容と思われ、現在のところ、そのように考えは変わりはありません。

続きまして、4点目についてお答えいたします。

今回実施いたしましたアンケート調査の目的は、来年10月より、65歳以上の住民の皆様から頂く大切な介護保険料を財源として実施させていただく事業でありますので、より現実的な対象者数と利用者数を見極め、必要な運行車両の台数、そして運行経費の積算を行うことを一つの目的として実施いたしました。また、本事業の対象者がフレイル状態であることと今までに統計されていない数値であり、その部分についてはぜひ推計すべきとの考えを持っておりました。

議員御指摘の、将来のために必要とされる推計については、導入意向が「どちらでもない」「その他」と回答された方の中で自由意見欄で記入いただいた類似の意見についてひもづけをし、将来利用意向者数として集計分析してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

せっかくやるんだから、ほんで介護保険でやるというのは本来の筋じゃないんですよ。要するに平群町の一般会計、普通会計のほうが大変だから、それではなかなかできないと。町のほうの考えとしては、どのみち利用される方は高齢者が多いと。だったら4億4,000万も金が残ってる介護保険でやったらええんちゃうかという、そんな安易な発想かどうか分かんないですけど、そういうことだと思うんですよ。考え方としては悪くないんです、やるのは。ただね、6月議会でも言いましたけど、まず一つは、高齢者だけじゃなくって、ここに最初に言った、前も言った、要するに妊婦さんや障がいを持ってる人が利用できるようにするってどれぐらいの人数が必要か。数は知れてるんですよ。財源がない。そんなことないでしょう。

例えばですよ、幼児教育無償化で平群町は年間3,500万から4,000万、金が浮いてるんですよ。そのうち幾ら要りますか。全体で1,200万の事業で、例えば一般財源の、要するに交通弱者、なかなかバスにも乗れない、そういう人は誰でもじゃなくって、きちっと審査をして、その人たちが使えるようにしたからって、それだけで何百万も増えないでしょう、実際問題。だから、そういうところに目を届かせるのが大事だということ言ってるんですよ。できない理由が財源がないって、100万、200万の財源がないわけないでしょう。どこを見て仕事をしてんねやという話なんです。福祉でやるんでしょう。どっちにしたって介護保険なんですから福祉じゃないですか。それを金がないからでけへんって、じゃ、どれだけかかるか試算してくださいよ。6月議会でも質問してるんだから。その人たちに幅を広げた場合、一般財源がどれだけ要るか試算してくださいよ。その試算も出さずに、金がないからできないってそんな理由なんか納得できるわけないでしょう。

全体の経費は分かりました。三郷町は、でも言っときますけど、ずっと4台じゃないですよ。統計的に見て少ない日は2台でやってるんですよ。経費が2,000万ぐらいというのはそんなものだと思いますけれども。だから、私は財源がないとかいうのは間違い。それはもういいかげんな話。全然ちゃんと検証してない。何人ぐらい利用されるのか、まだ1年あんねんからできるでしょう。

それから、その利用範囲ね。どう考えたって、近大病院や西和医療センターに行けないというのはおかしいでしょう、せっかくやるのに。そんな誰が考えたって。ほんで、これまでも積み重ねてきたから一切変えられません。でも前回は、3年間の実証の中で話し合いますと言ってねんで。3年間の中で話し合っても今から話し合ったらいいんですよ。じゃあ、前も言ったけど、何で斑鳩町は王寺までバス行ってるんですか。三郷町は何でデマンドタクシーが王

寺駅まで行ってるんですか。行政域乗り越えてるじゃないですか。できるんですって、だから。ちゃんと熱意を持ってやれば。何のためにやるんですか。デマンドとずっと言われ続けているから、何かせなあかんから、とにかくやるんですか。やる以上ええもんになりたいでしょう、当然のことながら。だから、そういうことは分かってると思うんです、やってる人たちもね。だから、どうしたらできるかというのを考えてほしいんですよ。もうこれ以上何ぼ言うたって一緒ですけど。

それとアンケートはむちゃくちゃ不評ですよ。何のアンケートや、これはという話じゃないですか。何人も僕は言われましたよ。私も65歳になってますので来ました。書きました。「いや、何これ」という、ぴゅっぴゅっと。そら、僕ら分かってるから当然将来必要になるということで「必要です」というのに丸を打ちますよ、どっちにしたって。でも、分からなかったら、今、必要ないねんから、こんな町は金ない言うてんねんから、こんな無駄遣いやめとけ。介護保険ですということが一番最初のところに書いてますけども、なかなか理解されてませんよ。介護保険が4億4,000万も余っていると知られてませんよ。取り過ぎているということが。だから、そういうことも含めて。

介護保険だっていつまでも4億4,000万あるわけじゃないですよ。8期、9期となってきたら、そら、国の方針もどう変わるか分かりませんし、その辺のことも考えないと駄目ですけども、どっちにしても、もうこれ以上、もう今4月に議会に示したやつ以外変えられない。でも、さっきか、何かのアンケートの質問の中で、もう1回、何や公共交通会議にアンケートの結果をきちっと精査して出すとおっしゃってましたよね。じゃあ、そこでは中身変わるんですか、その中で。基本的なところは何も変えないんでしょう。そんなんでやって、乗る人いてなかったら失敗になるじゃないですか。買物と駅だけじゃないでしょう。医療機関行くのが一番多いんでしょう。65歳以上で介護の認定を受けてる人やフレイル状態の人たちというのは。だから、そこのところを考えてやるべきだと思う。もう、これも前も言って、同じことになるから、もういいですけども、ちょっとそこはきちっと。

それとね、前も聞いたけど、何で保健福祉事業で地域支援事業できないのかというのが、しょっちゅう疑問として上がってくるんですけど。ほんで、これも前も言いましたけど、地域支援事業やったら1号被保険者の持つ分が、今度の第8期は24%なるのか分かりませんが、7期だったら23%、あと国、県、町が持つということになるわけでしょう。今の保健福祉事業だったら1号被保険者の保険料を全て投入。そこでしか出せないから、その部分が上がると。ずっと続けていけば、今は金あるけど将来分からんから、要するに平群町

はその部分でほかより高くなっていくということになるわけですから、その辺も考えてどうするのか。やらなあかんわけですからね。そのことも含めてちょっと、全く何も変えられないのかどうか、その点もう1回答弁してください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

いろいろ質問いただきまして、妊婦の方、障がい者の方、いろいろ利用の対象者、また行く範囲ですね、この辺を拡大できないのかということでございます。費用の面につきましては、議員も質問でしていただいたとおり財政が苦しい、これはもう平群町の大きな課題ということで、今回、介護保険の事業の中でやるというふうな、現在、まだ提案をさせていただいたという状況でございます。この利用の範囲につきましては、いろいろすみ分けということも我々は考えているところでございまして、普通の公共交通機関が利用できる方、それとまた、今回の介護保険デマンドタクシーでできる方、それから福祉有償運送に該当する方、いろいろあるというふうなことを考えているところでございます。

ただ、御理解いただきたいのは、現在まだ、先ほど議員おっしゃったとおり、今度25日に地域公共交通の会議、また10月15日には介護保険の策定委員会ですかね、会議がございまして、ここでのまだ現在、はっきり言うと了承を得られてない状況でございまして、これ、それまでに、先ほど答弁でも申しましたけども、いろんな関係機関と過去から協議をしてきたという経緯がございまして。そんな中で奈良の運輸支局ですか、こちらのほうへも数度となく足を運ばしていただいて、協議をさしてもうてる中で、やっぱり地域公共交通を守るという立場で公共交通事業者ときっちり話をするようにという指導も頂いております。そんな中での今やってる現状やということで御理解いただきたいんですけども、決しておっしゃっていただいている意見をもうまるっきり無視するんだと、こういう考えではございませんので、今後もそこは頭に入れながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

山口君。

○7番

でも、6月議会のときも、今回最初の答弁でも、もうこれまで積み上げてきたから、これはこうなんだというような言い方をしてましたからね。今の答弁やったら、そういうふうに利便性の確保。もちろん初めから何もかもできるといふふうにはもちろんないですけど、まだ1年あるわけですから、できるだけ

いいものにして、皆さんが使い勝手のいいものにしていただきたいということを思っています。

それと、地域支援事業でできないかということも今後しっかり、もう1回検討してくださいね。できるんやったらそっちのほうが持ち出しは少なくなるわけですから。ただ町の持ち出しは一部、4分の1ぐらい出ていく。4分の1も出えへんかな。だから、第1号被保険者、二十三、四%除いた76%のうちの4分の1が町負担になりますから、その分は一般会計から介護保険に繰り出しになりますからね。そういうことはありますけども、ちょっとそれもしっかりと。町内の住民団体からもいろいろ意見も出てると思いますのでね、その辺、真摯に答えていただいて、やっていただくことをお願いして、この件は結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、山口議員3点目の新型コロナウイルス感染症のPCR検査体制についての御質問にお答えいたします。

誰もが感染の可能性のある新型コロナウイルス感染症については、現在、咽頭拭い液、もしくは唾液によるPCR検査が実施されており、住民または一般医療機関から帰国者・接触者相談センター、その次に保健所に相談の連絡が入り、そこで検体の採取の判断がされます。9月1日現在、非公式でありますけども、新型コロナウイルス感染症外来15病院、ドライブスルー3か所、発熱外来クリニック4か所、一般医療機関57か所、保健所にて検体採取がなされ、奈良県保健研究センター、奈良市、民間検査機関、医療機関の検査室において、PCR検査が実施されています。

直近の奈良県の公表された資料によりますと、1日当たり判定能力は最大717件で、さらに、帰国者・接触者外来では1日160件とされており、実情としては、検査を受けるまでに待ち時間が生じているところです。

8月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部から出された新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組においては、現在1日当たり5万9,000件の状況を、季節性インフルエンザ流行期に対応するため、1日当たり20万

件追加検査できるよう、都道府県や医療機関に対し依頼をしているところです。さらに奈良県では県独自の認定制度により、発熱外来認定医療機関を創設し、その医療機関の検査室で検査を行うことにより、短時間で採取から結果報告が行われる仕組みを稼働し始めています。

奈良市や橿原市では、休日診療所を活用した形態であり、天理市は医師会が主体となって、ドライブスルー方式で実施しています。また、大和郡山市では独自の施設を設置し、9月中の運用を予定しています。奈良県に確認したところ、さらに複数の市が設置の予定で、9月議会を経て公式発表するとのことです。平群町においても近隣自治体と連携した実施体制について、検討を実施しております。町内医療機関に協力の考え方を確認しているところです。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

大分進んできてるんですね。奈良県では市はほとんど全部がPCR検査体制をそれぞれのところで持つみたいなこと。平群町とか町村については自前であるということにはなかなか難しい状況があるんで、ですから、西和広域7町とか生駒郡4町で何とかそういうことができないかというのが一つ。私はね、それはもちろん、今PCR検査の検査費用が非常に安くなってます。昨日も一昨日ぐらいのテレビでも言ってましたけど、これまで2万円検査でかかっていたのが3,000円程度でできるまでに、何人かを一遍にやってできるようになってるというのを言われてましたし、国も当然そういう方向に今進んできてます。そうであればやっぱりね、安心、安全のために、この間、専門家も言ってますけれども、密、密と言ってたら駄目なんだと。だから検査をきちっとすれば。要するに密を避けるということになれば経済が回らない、基本的にね。プロ野球でも今5,000人しか入れませんが、本来5万人入るところに5,000人ですからね、全然商売成り立たないわけですよ。だから、それでは駄目だからきちっと検査して、陰性なら陰性、陽性の場合もしっかり隔離してですね、ほんで治すというふうにしていく必要があるんで、そういう意味で言えば、まず平群町も、すぐにはできませんが、近隣と協力してやっていただきたいと。

それと同時に、最初に言いましたけども、医療機関や介護施設、平群町内にもたくさんあります。そこについてはね、今の状況の中でもその人たちに対してはきちっとPCR検査がいつでも何回でも、週1回とかいうやり方らしいですけれども、そういうのができるようにね、町としてもやっぱり、町内の医師会やそれから介護施設それぞれと話もしていただいて、やっていく方向でやっ

ていただきたいんですが、その辺は何か考えておられますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

再質問にお答えさせていただきます。

まずですね、櫃原市とか医師会の状況を聞いたんですけども、結局、櫃原市の医師会がやってる分につきましては、櫃原市の市民と高市郡ですかね、の住民に対してですね、会員さんの医療機関で1回見てもらうと。そこから県のほうに送るということです。結局、県のほうで受け入れられなかった部分をその感染症外来で診るといふことの流れらしいです。ということで、希望された方が全てできるというものではないということでございます。

今、議員おっしゃったようにですね、当然PCR検査で費用が安くなっているというのは、僕はきっちり聞いてないんですけども、1万9,500円で行政検査で保険適用になって、個人負担は初診料だけということは聞いているんですけども、個人負担というのは基本的にほぼないような形だと思います。

介護施設ですとか、そういう部分につきましては、まだそこまで話が進んでございませぬので、これからの検討課題とさせていただきます。それから、広域7町とか学習会とかも始めた段階なんですけども、結局、小さい町ばかり集まっても何もできないのが現状なんです。医師会から言われてるのは、結局、財源、それと場所の提供ということを言われてます。生駒郡と北葛城郡のお医者さんの都合もございませぬので、それについては、今後また協議を重ねていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

いろいろ努力していただいているということが分かりますので、これについても、平群町の場合というか、奈良県全体では今ちょっと落ち着いてますけども、今後また秋から冬にかけてという話もいろいろ出てるんでね、やっぱり安心、安全というのは検査きちっとして、新型コロナにかかっているか、かかってないかというようなことも含めてね、やっぱりちゃんとすべきだというふうに思いますので、その辺は今、話合いをしているということなんで、今後もそれはぜひ詰めていただいでですね、やっていただきたいことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

4時5分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時51分)

再 開 (午後 4時05分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

ここで午後6時まで延長します。

発言番号6番、議席番号11番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○11番

11番、下中一郎でございます。よろしくお願いいたします。通告に基づいて質問をいたします。

まず、1点目、町制施行50周年に向けての取組についてであります。

本町は令和3年2月に町制施行50周年を迎えます。昭和40年代前半までの平群村と昭和46年の町制施行後の平群町では町の様子も大きく変わり、その後の発展は町勢要覧の平群町の沿革にも記されているとおりであります。しかしながら、平成になってからは人口も横ばい状態が続き、最近では人口減少傾向が進み、ややもすれば沈滞気味な様相を呈していると思われま。

そこで、この50周年という機会を契機として、さらなる進展を期したいものです。そこで、お尋ねをいたします。

まず1点目として、昭和46年の町制施行時には記念事業として平群町史の編さんを手がけられたように、この節目の50周年に当たり、何らかの記念行事か事業を計画をされているのか、お聞きをいたします。

次に2点目として、50周年記念事業として計画されたご当地ナンバープレート発行事業の進捗状況とくまがしクラブ主催による「みんなアスリートへぐりスポーツデー」のスポーツイベントの開催について、どのようになっているのかお聞きをいたします。

3点目として、以前にも提案をいたしました。観光大使の任命を50周年という節目の年に考えてはいかがなものでしょうか。文化、芸術、スポーツ、経済など各分野で活躍をされている町出身の方や町にゆかりのある人に観光大使をお願いすることです。以前にも質問をいたしました。以前の回答では、

地域住民を対象としたふるさと大使も含めて検討していくということであったが、その後どのような検討をされたのか、お聞きをいたします。

次に、2点目、地方創生総合戦略の今後についてお尋ねいたします。

創生総合戦略は、本町における人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを踏まえて、平成27年から令和元年度までの5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめ上げたものです。第5次総合計画との相乗効果を生み出すべく立てられたもので、この5年間、本計画を基にまちづくりが進められてきました。本計画も令和元年度で終了し、クリアした施策もあり、若干上昇傾向にあるものもあるが、全く上昇傾向にないものもある。この達成状況を検証し、本計画を総括することにより、5年間という短い期間の本計画であったが、見直しを含めて期間終了後に第2次総合戦略として検討していくのかという質問をいたしました。回答では、国の動向に、とりわけ財政的な支援に注視しながら、第2期総合戦略の策定を検討していくというものでありましたが、その後、どのような検討をされたのか、お聞きをいたします。

以上2点でありますので、よろしくお願いたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員御質問の1項目め、町制施行50周年に向けての取組についてお答えいたします。

1点目の、町制施行50周年に当たり、何らかの記念行事との件ですが、平群町は昭和46年2月、町制を施行し、令和3年2月に50周年を迎えます。50年という節目となる年に、その歴史と伝統を振り返りながら平群町の魅力を再発見し、町に対する誇りや愛着を深めていただき、住み続けたい、住んでよかったと思える町の実現に向かって、新たにスタートの年となるような記念式典の実施を検討しておりましたが、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束が見込めず、長期的な感染症防止対策が必要とあり、町の事業、イベントのほぼ全てを中止している中、記念式典についても中止とさせていただいたところであります。

次に、2点目の、ご当地ナンバープレート発行事業の進捗状況についてお答えします。

本年7月、役場内に町制施行50周年記念事業ご当地ナンバープレートプロジェクトチームを若手職員9名において立ち上げ、職員自ら提案や選考を実施し、平群町にちなんだ名所や農産物を取り入れ、ナンバープレートを作成しているところであります。また、50周年記念ロゴマークも提案し、選考いたし

ました。現在は公募型プロポーザルで、プレート制作における企画提案の募集を行っているところであります。今後、プレートの図柄や形状が最終的に決まり次第、議員の皆様にご報告をさせていただき、令和3年2月1日から交付できるよう進めてまいります。

また、「みんながアストリートめぐりスポーツデー」の開催ですが、平群町、くまがしクラブ、平群町地域振興センターの3者の実行委員会形式で、t o t o助成を受けて、10月24日、25日に開催予定でしたが、これも新型コロナ感染拡大の防止の観点から中止と決定いたしました。

次に、3点目の観光大使やふるさと大使の任命の件ですが、通常、観光大使は、市町村や観光協会などが地域にゆかりのある芸能人や有名人の中から任命し、観光地の振興のために、象徴的存在として地域の魅力発信や広報活動を行っていただくものです。地域に存在する方の中から公募し、マスコット、イメージキャラクターとして一定の広報活動を担っていただく場合もあります。観光大使の導入については、現在、平群町において、ゆかりのある人々や著名人が少なく、導入に至っておりませんが、平群町の観光振興の役割を担っていただくことで、町のPRや知名度アップに効果があると考えます。

また、ふるさと大使については、以前に御質問いただきましたが、平群町出身や平群を訪れたことがある方など、平群町を応援したい、平群町をPRしたいという思いをお持ちの方をふるさと大使として選出の検討をする中で、近畿大学の学生はどうかとの御提案も頂きました。その後、大学ともお話をさせていただきましたが、実習の授業以外でふるさと大使となれば、休日のイベントなどでの広報・PR活動が中心となるため、大学からは良い返事が頂けず、実現できなかったところがございます。

いずれにしても、観光大使、ふるさと大使任命の検討も含めて、引き続き、平群町の魅力発信、広報活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

ありがとうございます。順次ちょっと再質問いたします。

記念式典は中止という結論に至ったということですが、非常に残念なところがあります。まずは、1点目、中止ということはやむなしというところですけども、1月に成人式ありますわな。ほんで2月に記念式典の予定ですので、もう少し期間を見て判断されたほうがよかったのかなと思いますねけど、あと2月でも向こうに判断されたんでよかったのかなと思いますねけど、その点、いか

がですか。

それと、完全に中止ということになれば、これは三郷町の例ではあれですけども、DVDの配布なんかもされたし、私も王寺町の90周年とか安堵町の30周年も参加させていただきましたが、いろんな記念品がございました。だから、記念式典を開催しようが中止であろうが、やはり全町民に何らかの記念品を配ったらいいのではないかと思います、その点はいかがですか。

それと、来年1年間ね、2月に50周年されますので、来年1年間が50周年という年ですので、各種大会、町民体育大会とか文化祭に町制50周年という冠をつけて開催してはどうかと思います。これはね、40周年、ちょうど10年前ですけど、これ、私、一般質問しましたけども、そのときも何も記念式典もなかったですねけども、町民体育大会と文化祭だけですか、町制40周年という冠をつけて開催されました。だから、今回は記念式典はないけども、やっぱりそういうふうなことで、来年一年は一生懸命やっていくということで、各種大会に町制50周年という冠をつけてしたらどうかと思います。案内状にはロゴマークでもつけたら、なお一層いいかなと思いますので。

それから、2点目のご当地ナンバープレート、これは発行が2月1日からとなってますね。1月1日かなと思ってましてんけれど、50周年の記念すべき年ということで2月1日からとなっておりますが、これ、以前にも聞いたことあると思いますねけど、現在持っているナンバーでも交換ができるのかどうか。できるのであればできるで言っていたら結構です。

それと、今いろんなプロポーザルもしてるということですねけど、現時点では図柄やデザインがまだ決まってない、おおよそ決まっているという段階ですか。その辺、どの程度まで今、決まっているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、以上よろしくお願いいたします。

それと、先にスポーツイベントの件、これね、今年totto助成でやるということでしたけども、コロナの影響で中止ということですねけども、これは来年度開催されるかどうか分かりませんねけども、もし、来年度開催されるならばね、来年度も町制50周年として開催されたいなと思いますねけど、その辺の予定があるのかどうか、ちょっとお聞きいたしたいと思います。

それから観光大使の件ね、これ、私、以前にも質問いたしました。今回はね、50周年という節目の年で、やはり1名、2名でも結構ですけどね、誰か任命していただけたらいいなということで、ちょっと提案をいたしました。実際その後の検討結果では、近畿大学の学生がいいとかいうような話があつて、それは検討されたと思いますが、そのほかの人物については、あまりにも検討されてないように思いますねけども、実際何人か、数名、数を上げて検討されたの

かどうかね。それをちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、順次お答え申し上げたいと思います。

記念式典については中止の判断をしたということでお答えさせていただきました。その中で来年、成人式以降の式典までにはまだまだ時間があるという中で、もうちょっと期間を見ての判断をしてはどうかという、そういうような御質問を頂いております。この記念式典の開催に当たっては、2月に予定しておりましたけれども、当初はどのような記念式典をするかということで、随分いろいろともう検討もさせていただきました。通常であれば当然、文化センターの大ホールにおきまして、来賓の方も多数呼びして、講演会もするとそういうような形にも思っておりました。

それと併せて、50周年の記念ということでございますので、文化センターのオープン記念と併せて、議員、先ほどから提案ありましたように、町のイベントですね、例えば、文化祭であるとか、それ以外にいろんなイベント・行事がありますので、それらに冠をつけて、文化センターオープン記念、また町制施行50周年記念とそういう冠をつけて複数の事業を実施すると、そういう方向で考えておったわけですが、いまだにコロナの収束が見込めないということで、そういった記念式典については現段階においては、もうやむなく中止をすると、このような判断にさせていただいたところでございます。

来年以降ですね、このコロナの影響がどうなってくるかは分かりませんが、状況によりましては、来年1年間の行事についてですね、50周年記念とか、そういった冠をつけて何らかの行事を行っていくと、そういうことは十分可能でありますので、また検討させていただきたいとこのように思います。

それと、近隣の三郷町の記念式典の件について御紹介いただきました。私も三郷町のほうに直接電話してお聞きしました。三郷町のほうでは当然DVDの制作もありましたし、記念品もありましたし、1年間をかけて、聞くところによると2,000万、3,000万の予算を使って盛大にされたというようなことでございます。残念ながら、平群町ではそこまでのことはなかなかできませんけれどもですね、記念式典と併せてロゴマークも作成しておりますので、本当にささやかなこともあるかも分かりませんが、町の既に今、作っている封筒に50周年のロゴマークを貼るとか、職員の名刺にロゴマークを入れるとか、ちょっとしたことでもさしていただいて、町民の方に平群町が50周年

を迎えたとそういうことがアピールできるような、そういった取組はやっていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議 長

税務課長。

○税務課長

50周年記念のご当地ナンバーについての御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の、2月1日からの交付を考えておひまして、ナンバープレートの交換につきましても可能というふうにおひしてあります。それで、どれぐらいで出来上がっているのかというのかというふうな御質問でございますが、職員でのプロジェクトチームの開催によりまして、平群町にちなんだものの提案で、ほぼおおよそ出来上がってきおるといふふうなところでございます。

以上でございます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

教育委員会より再質問にお答えいたします。

「みんながアスリートへぐりスポーツデー」の次年度の開催についての御質問でございますが、共催団体でありますくまがしクラブ、そして地域振興センター、そして平群町と次年度開催できる方向で協議を進めていきたいとおひしてあります。補助金のほうも、今年度はコロナの影響で中止ということで、次年度も引き続きその補助金がつけていただけるということも確認してあります。

それと、その大会の中で町制50周年記念事業の冠をつけてはということでございます。これももちろん、つけさせていただく予定をしておひしました。そして次年度につきましても、教育委員会主催のイベント並びにスポーツ大会におきましても、町制50周年記念事業の冠はできる限りつける方向で検討していきたいとおひしてあります。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

先ほど議員から頂きました町制施行50周年の関係で、ちょっと私、答弁が漏れておひしましたけども、式典自体は残念ながら中止と、そういうふうにおひしていただきますけども、町制施行50周年の記念すべき節目を迎えるということで、町の歴史を振り返る意味でも何かやはり町民の皆様にも形に残るものを何かお渡しできないかと、そういう意味では今のところは記念誌的なものの発

行も考えておりますので、それは御報告をさせていただきます。

それとあと、観光大使の件です。これは議員からも今、御質問いただきましたように、以前、平成30年ぐらいに御質問いただいたかと思います。観光大使については、近隣の例も見てみますと、斑鳩町とか王寺町、安堵町についてもですね、観光大使、ふるさと大使ということでそういった方々を任命して、町の広報活動、観光のPRに努められております。先ほどからも質問いただいていますけども、町制施行50周年ということで、今はまだその観光大使、ふるさと大使ということで、その任命は実現しておりませんが、せつかくの節目ということでありますので、ぜひともまた引き続き検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

式典は中止ということですが、今、巳波課長のほうから記念誌的なものを町民に配布するというので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと来年1年間ね、各種大会に町制施行50周年という冠をつけて開催したいという方向で検討したいということで、これは教育委員会のほうもそういう方向でいきたいということですので、確かによろしくお願ひしたいと思ひます。

それとね、これ、実現するかどうか分かりませんが、コロナが収束をして、なってきたときにね、例年7月11日に町民集会ありますわな。差別をなくす町民集会。このときにね、収束した場合ですよ、前半と後半に分けてね、前半に講演会、1時間でもやってもらう。後半にね、これも前も提案いたしました、演奏会か何かやってもらう。たとえば半時間でもね、やっぱり50周年という分かるようなね。これもコロナの収束にもよりますねけども。これは演奏会は平群町にゆかりのある高校、これはもうある程度決まってくるけれども、警察音楽隊とか自衛隊音楽隊とかいろいろありますけれども、そういうことを考えてみてはどうかなと思ひますねけども、その点について、もう駄目やったら駄目で結構ですし、ちょっとお答え願えたらありがたいと思ひます。

それと、2番のナンバープレートの事業ですね。2月1日から現在持っているものも交換できるということでありがたいと思ひます。図柄も大方できると。今、発表する段階ではないねけども、できているということですねけども、楽しみにしておりますのでお願ひします。

ただね、一つだけ発行時に、2月1日にね、多分、今も問合せがあるのかど

うか知りませんねけども、いろんな問合せが来る。順番に並ぶのがいいのかどうか分かりませんねけど、そういうような場合ね、発行時の混雑を防ぐために事前に抽せんか何かをやるべきではないかと思えますねけども、その点について、よろしくお願ひしたいと思えます。

スポーツイベントの件は、松村課長、丁寧な御答弁ありがとうございます。来年度1年間よろしくお願ひしたいと思えます。

それから観光大使の件ね、これ、難しい話で、何人か模索して考えてはどうかということですねけども、平群の良さをアピールする、PRするということで検討していきたいということですねけども、何とか50周年記念で1人でも2人でも選ばれたらいいなと思えますねけどもヒントになるかどうか分かりませんねけども、一つは、これは岩崎町長に提案した人物もおられます。これ、A氏としたらA氏ですねけども、これは多分当時の政策推進課にも回ってきたと思えますねけども、そっからどうなったのか分かりませんねけども、そういう人にお願ひするとか、あと、これ、平群町まちおこしプロデューサーという事業がありますのかな、ここに何人登録されているのか知りませんねけども、こういうまちおこしプロデューサーというような方になっていただくのも一つの方法かなと思えますねけども、その点について、いかがですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答へしたいかと思えます。

50周年記念の記念行事の件について、御提案を頂いております。来年の7月の町民集会、前半、後半に分ける中で、後半部分に演奏会とかそういうような御提案を頂きました。先ほども申しましたけども、50周年記念ということでいろんな事業を考えておったんですけども、コロナでできなかつた。ただ、町の行政が平準化すれば、やはりいろんなイベント・行事というものは、また例年どおりといたしますか、例年以上にいろんな事業を行っていく必要がございます。先ほども文化センターの件を申しましたけども、残念ながら、今も入場制限をする中で使っていてとそういう現状もございますけども、やはり、せっかくオープンした文化センターも何かちょっと消化不良のともございますので、いろんなイベント・行事、庁内の各課、複数課にまたがっておりますけども、イベント行事について、そういった関係課と連携も取りながらですね、できるだけ、せっかくの50周年という節目でございますので、連携を取りながら、そういった記念行事が実施できるように考えてまいりたいと思えます。

それと、今、観光大使の件に関連して、まちおこしプロデューサーの方についての御質問いただきました。このまちおこしプロデューサーにつきましてはですね、現在も要綱がまだ残っております、平成24年の8月からこの要綱ができております。現在のところ、ある方をこのまちおこしプロデューサーに任命させていただいております。実際のところの活動は、この方は椿井城址の保全活動協議会の委員様ということで、年に1回か2回かの会議になるか分かりませんが、そういった方に来ていただいて、いろいろと御協力、御尽力をしていただいているところでございます。

今後こういったまちおこしプロデューサーの方もぜひ活躍をしていただける機会があれば、ぜひ町内で活躍していただいて、観光大使、まちおこしプロデューサー、いろんな方に平群町の魅力とか観光を発信してもらおうという意味ですね、また活躍してもらえそうな場を十分考えていきたいと思っております。

○議長

税務課長。

○税務課長

町制50周年記念のご当地ナンバーの交付日の当日の混乱を緩和するために事前の申込みを行う方向で現在検討しております。それでですね、申込みの方法が決まり次第、町の広報紙やホームページに掲載をいたしまして、PRを図ってまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長

下中君。

○11番

イベント関係については来年1年、来年収束すれば一番いいのですけれども、いろんなイベント・事業、活発化していくということで、これはもう誰もが願うことですのでね、よろしく願いしたいと思います。

2点目のご当地ナンバープレート、発行時の混雑ということですねけれども、これも事前申込みを行いたいということですねけれども、実際どんな感じになるのか分かりませんが、抽せんになるのかどうか分かりませんが、事前申し込みをするということです。

それから、3点目の観光大使についてはね、今、課長のほうからありました平群町まちおこしプロデューサーの方とのちょっと連携も考えてはどうかということですねけれども、それと過去に提案したA氏についても、ぜひ検討願いたいと思います。近畿大学とはこれはいろいろ話をされてきましたが、学生さんのほうから「ちょっと無理ですわ」というような返事がありますので、今後もう一回再度、協議しても無理かなと思いますので、ちょっとしんどいかな

という気がいたします。

ほんで、最後にね、これ、記念式典、大事な式典、一番楽しみにされておりました町長が断腸の思いで断念されたと思いますが、その点について、町長のほうから一言よろしく願ひいたします。

○議 長

町長。

○町 長

町制50周年、来年の2月に迎えるわけなんですけども、コロナ禍の環境の中で、各種イベント、本当に町の行事全て中止というふうになってしまいました。これについては本当に、文化センターのオープンも人数を縮小しての開催となったわけなんですけども、コロナ禍が収束すれば住民が元気になるように、そういうふうなイベントについても取り組んでまいりたいと思います。よろしく願ひいたします。

○議 長

下中君。

○11番

残念な結果と言うしか方法ないですねけども、また急速に回復すれば、またいろんな方法があるかと思ひますねけど、よろしく願ひしたいと思ひます。この点については、以上で結構です。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員御質問のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてお答え申し上げます。

本町では平成27年度、地方創生、人口減少克服という課題に取り組むため、第5次総合計画の人口対策を基本に「平群町人口ビジョン」「平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

総合戦略では、人口ビジョン実現に向けて、令和元年度までの5年間の基本目標を掲げ、施策を推進してきたところでございます。地方創生や定住促進といった人口対策は一足飛びに実現できるものではありませんが、本町が誇れる

魅力ある施設や特色のある自然環境、心豊かで人と人との温かいつながりなど、町の魅力を再認識できたと、まず理解しているところでございます。

総合戦略は議員御指摘のように、一定の成果が見られるものの、人口減少は続いており、引き続き、きめ細かな子育て支援策や、仕事場を創出し、若者が町内で住み続けられる取組などが必要となっております。

そこで、議員御質問の第2期総合戦略策定の件ですが、国の基本方針として、地方においても国の総合戦略を勘案し、地方創生の充実、強化に向け、切れ目のない取組を進める必要があることから、第2期地方版総合戦略の策定の必要があるとされているところであります。平群町においては、これまでの実施状況や国が示す基本方針等を踏まえて改訂を行うものであります。施策、事業の継続性を考慮し、四つの基本目標から成る現行の枠組みを引き続き維持することを基本と考えています。

なお、第5次総合計画が令和4年度で期間満了となることから、それとの関連性も踏まえて、現行の総合戦略の期間延長による改訂にとどめたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

結論的には、現行の総合戦略の期間延長については改訂によるものにとどめておきたいということは、元年度で終了してますわな、これは。だから、もう1年ざっと過ぎようとしてますねけども、6次総合計画の新たな出発の令和4年度までは、これ、ということは、総合戦略は一応元年度で終了しているが、その期間延長と見ていいのですかね、今は。それだけ一つ、お願いしたいと思っております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問お答えいたします。

期間延長の件ですけども、総合戦略は令和元年度で終わっております。国の方針としてですね、地方の総合戦略は切れ目のないように取組を進めるということでございますので、現在、令和元年度で総合戦略の期間が満了しておりますけども、令和4年度まで期間を延長し、令和5年度から、これからつくります第6次総合計画と併せて同時にスタートすると、そういうような考えでございます。

○議長

下中君。

○11番

ということは今現在、期間延長の時間ということですねけども、国の指針では切れ目のない取組を進める必要があるということで、現在の現行計画をそのまま踏襲して延長ということになっておりますねけども、ただ、その間にね、中身、今見るとかなり、無駄と言うと語弊がありますがね、こんなのもうちょっと外しててもいいのかなというふうな部分もあると思います。そんな部分についてはね、あと2年間ですか、うまく処理していただいて、もうちょっと簡素化にさせていただくほうがいいかなと思います。

ほんで、それで基本目標四つをそのまま踏襲ということですねけども、ちょっと具体的に1に入りますので、これ、基本目標1、「若者が住めるまち、住みたくなるまち」ということが定住化促進でうたわれております。その中でね、定住化促進奨励金制度というのがありますわな。これ、目標90件で元年度決算で156件とこれは十分に達しているところですが、これ、この制度はもう終わりとかいろんな議論がありますけども、この計画が延長されるのであればこれも延長されるのではないかと思います、その点いかがですか。

それとね、いろいろ四つありますねけども、ちょっと簡単にだけ、一番最後、基本目標4「地域を守り、地域をつなぐ」というところでありまして、この中でね、これね、公民館の利用者であるとか、公民館教室の開催数がとかいろいろ書いておりますねけどもね、その次に防災面が書いてありますけども、実際、地域を守り、地域をつなぐということであればね、防災面が先に出てくるのが当たり前かなと思いますねけども、その点、簡単な改訂がされるのかどうか分かりませんが、その点についてちょっとお願いしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

総合戦略の改訂、期間延長に当たって、今の総合戦略の中でいろんな基本施策、基本目標、目標指標がありますけども、もう少し簡素化してはどうかというような御質問も頂いております。議員も御指摘いただきましたけれども、総合戦略の中の基本目標の各施策、いろいろありますけども、現状値と目標値の比較においては目標値に達成しているものもございまして、達成できていない、そういうものもございまして。達成の目標と大きな乖離があるものについては現状分析して、基本目標の達成が厳しいものについては目標設定の変更、そういうものも考えていきたいと思っております。また、それ以外に目標値の時点修

正や、現時点でマッチングしていない取組の削除、そういった改訂も考えていきたいかと思っております。

それと、基本目標の1にありました定住促進の奨励交付金の件でございます。この交付金については、今年度12月末をもって一応期間が切れるということでございます。この交付金の制度の継続については、もう間もなく結論を出そうかなと思っておりますけども、やはり一定の成果のある制度かなと思っております。交付実績と交付件数については、さきの議会の一般質問でもいろいろ頂いておりますけども、町としては、やはり一定の成果がある交付金制度ということで、今後どういう形で継続というか、継続させていただくのか、この場で明言はできませんけども、継続も含めて検討してまいりたいと思っております。

それと、基本目標4の中のいわゆる基本施策の並べ方の問題なんですかね。防災等の身近な拠点づくりということで御質問いただきました。先ほど申しますように、今、現行の総合戦略については期間延長して、現状に合わないものについては削除も含めた改訂を行うということなので、この四つの基本目標の基本的な枠組みはこのままということで、当然、構成の仕方、並び方についても現在はそのまま行かせていただきたいと思いますと思っております。

○議長

下中君。

○11番

いろいろと質問いたしまして、課長、丁寧に答えていただきありがとうございます。

定住化促進についても継続の方向でということですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、これ、最後にね、6次総合計画が令和4年度から出発しますのかな。そこまでにこの総合戦略も期間延長してやっていくということで、上は6次総合計画があつて、その下に総合戦略があるわけですねけども、これ、きちっとタイアップしてやっていくと。大きな6次総合計画をつくつて、その一部の中の総合戦略については別とじの総合戦略をつくつていくという方向でよろしいでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま総合計画と総合戦略のつくり方というか、その考え方について御質問いただいたかと思っております。

第2次総合戦略については、国や県が策定する長期ビジョン、国や県の総合戦略などと連携して、令和5年度から始まる6次総合計画との関連性を当然十分持たせながら、人口減少対策と地域活性化につながる取組を継続し、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力がある社会の維持を図るということを目的につくるものでございますので、当然、総合計画の中に総合戦略が含まれていると、そういうような考え方でございます。

○議長

下中君。

○11番

なかなか難しい問題もいろいろはらんでいると思いますけれども、大切な計画でありますので、今は期間延長ということでもありますけど、その間に改訂もしていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。それと6次総合計画と相まって、立派な計画をつくっていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 4時48分)